

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【事業年度】 第31期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社日本M & A センターホールディングス
(旧会社名 株式会社日本M & A センター)

【英訳名】 Nihon M&A Center Holdings Inc.
(旧英訳名 Nihon M&A Center Inc.)
(注) 2021年6月24日開催の第30期定時株主総会の決議により、2021年10月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅 卓

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-5220-5451

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 榎木 孝 磨

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-5220-5451

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 榎木 孝 磨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	24,625,469	28,463,098	32,009,882	34,795,191	40,401,573
経常利益 (千円)	11,670,966	12,533,086	14,467,661	15,468,631	16,864,064
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	8,146,090	8,867,814	10,273,878	10,678,940	11,437,560
包括利益 (千円)	8,382,875	8,772,041	10,003,383	10,794,312	11,786,591
純資産額 (千円)	22,043,783	27,264,313	35,943,109	44,690,465	51,026,002
総資産額 (千円)	31,710,707	35,638,280	44,296,245	54,110,437	58,919,184
1株当たり純資産額 (円)	68.39	84.37	109.95	134.49	153.51
1株当たり当期純利益 (円)	25.41	27.57	31.65	32.46	34.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	24.87	27.04	31.29	32.12	34.23
自己資本比率 (%)	69.4	76.2	81.0	82.1	86.1
自己資本利益率 (%)	42.8	36.1	32.6	26.6	24.0
株価収益率 (倍)	72.0	55.0	46.7	92.2	49.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,813,805	6,914,182	10,313,522	11,458,711	11,099,984
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,102,144	605,058	5,801,469	22,324,721	270,480
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,418,447	4,549,805	2,327,337	3,095,947	5,943,800
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	7,236,592	8,995,097	11,178,717	41,863,754	47,300,883
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	337 〔40〕	451 〔66〕	582 〔70〕	810 〔66〕	972 〔102〕

(注) 1 2018年4月1日付及び2021年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 第30期における数値は、過年度の決算訂正を反映した数値となっております。なお、同期間の訂正後の有価証券報告書については、2022年2月14日に提出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月
売上高及び営業収益 (千円)	24,627,369	28,342,635	31,758,902	34,336,948	23,107,539
経常利益 (千円)	11,669,965	12,618,615	14,310,425	15,184,092	11,819,420
当期純利益 (千円)	8,150,430	8,978,603	10,031,780	10,459,024	8,123,342
資本金 (千円)	1,378,818	1,383,090	2,583,397	3,780,010	3,785,441
発行済株式総数 (株)	81,900,600	163,855,200	166,065,200	168,268,400	336,556,800
純資産額 (千円)	21,800,882	26,991,121	35,448,793	43,792,858	33,115,518
総資産額 (千円)	31,461,329	35,335,331	43,780,936	53,067,360	34,023,267
1株当たり純資産額 (円)	67.64	83.75	108.59	132.42	100.13
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	41.00 (17.00)	23.00 (11.00)	26.00 (11.00)	28.00 (13.00)	18.00 (9.00)
1株当たり当期純利益 (円)	25.42	27.91	30.90	31.79	24.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	24.88	27.38	30.55	31.46	24.31
自己資本比率 (%)	69.1	76.3	80.9	82.5	97.3
自己資本利益率 (%)	43.4	36.9	32.2	26.4	21.1
株価収益率 (倍)	72.0	54.3	47.8	94.1	70.3
配当性向 (%)	40.3	41.2	42.1	44.0	73.2
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	321 〔 34 〕	415 〔 53 〕	531 〔 54 〕	653 〔 53 〕	- 〔 - 〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	203.3 (115.9)	169.8 (110.0)	167.1 (99.6)	336.1 (141.5)	198.2 (144.3)
最高株価 (円)	7,850 3,735	3,830	4,110	7,570 3,115	3,745
最低株価 (円)	6,770 3,520	2,029	2,365	2,478 2,968	1,326

- (注) 1 2018年4月1日付及び2021年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2 第31期の1株当たり配当額18円には、設立30周年記念配当3円を含んでおります。
- 3 提出会社は第31期より純粋持株会社となっており、従業員はおりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。2018年4月1日付及び2021年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、印は株式分割による権利落後の株価であります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 第30期における数値は、過年度の決算訂正を反映した数値となっております。なお、同期間の訂正後の有価証券報告書については、2022年2月14日に提出しております。

2 【沿革】

年月	事項
1991年4月	全国の公認会計士・税理士が中心となり株式会社日本エム・アンド・エーセンターを設立（設立時資本金5千万円） 本社 東京都新宿区西新宿六丁目
1991年7月	全国の約50の会計事務所とのネットワークを構築し地域M & A センターを順次設立 1
1991年9月	大阪支社設置
2000年5月	当社の働き掛けにより全国金融M & A 研究会が発足、当社と全国の地方銀行とのネットワークが構築される 信金中央金庫及び全国の信用金庫との業務提携契約を開始 2
2002年12月	商号を株式会社日本M & A センターに変更
2003年11月	本社を東京都千代田区丸の内一丁目に移転
2006年10月	東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場
2007年12月	東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所第一部へ市場変更
2010年4月	札幌営業所設置
2013年4月	名古屋支社設置
2016年1月	100%子会社株式会社企業評価総合研究所を設立（資本金1千万円、現連結子会社）
2016年4月	福岡営業所設置
2016年4月	シンガポール・オフィス設置
2016年8月	株式会社事業承継ナビゲーターを設立（資本金4千万円、現持分法適用関連会社）
2018年1月	株式会社日本投資ファンドを設立（資本金8百万円、現持分法適用関連会社）
2018年4月	100%子会社株式会社日本CGパートナーズを設立 （資本金5千万円、現株式会社日本PMIコンサルティング、現連結子会社）
2018年4月	中四国営業所及び沖縄営業所設置
2018年4月	100%子会社アンドビズ株式会社を会社分割により設立 （設立時資本金1億円、現株式会社バトンス、現連結子会社）
2019年7月	J-Adviser資格取得及びTOKYO PRO Market上場支援サービスを開始
2019年7月	株式会社Z U U M - A を設立（資本金1千万円、現連結子会社）
2019年10月	インドネシア駐在員事務所開設
2020年2月	Nihon M&A Center Vietnam co.,LTDを設立（資本金VND6,365,100,000、現連結子会社）
2020年3月	マレーシア駐在員事務所開設
2020年10月	株式会社サーチファンド・ジャパンを設立（資本金2千万円、現持分法適用関連会社） 株式会社スピアを株式譲受により完全子会社化（現連結子会社）
2021年8月	Nihon M&A Center Singapore Pte. Ltd. 設立（資本金S\$300,000、現連結子会社）
2021年8月	Nihon M&A Center Malaysia Sdn. Bhd. 設立（資本金RM1,000,000、現連結子会社）
2021年10月	純粋持株会社体制へ移行
2021年11月	タイ駐在員事務所開設
2022年4月	東京証券取引所第一部から東京証券取引所プライム市場へ市場変更

1 2022年3月31日現在、地域M & A センターは1,023拠点となっています。

2 現在では、信金キャピタル株式会社（信金中央金庫の100%子会社）及び全国の信用金庫と業務提携契約を締結しており、212の信用金庫と業務提携をしています（2022年3月31日現在）。

3 【事業の内容】

当社は、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、M & A 仲介事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社日本M & Aセンター分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は、商号を「株式会社日本M & Aセンターホールディングス」に、株式会社日本M & Aセンター分割準備会社は、「株式会社日本M & Aセンター」に、それぞれ変更いたしました。

当社グループは、当社、連結子会社10社及び持分法適用関連会社7社で構成されております。

当社グループはM & A（企業の合併・買収）の仲介業務を主たる事業としており、M & Aにおけるすべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるM & A総合企業を標榜しています。

国内の中堅中小企業の案件を中心に業務を行っており、M & A業務を通じて企業の存続と発展に貢献することを経営理念として掲げております。

企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行き不安問題を解決し、事業を存続させること、そして更に、相乗効果の発揮によりその事業を発展させ、譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M & Aを実践すること、これらのことが、当社グループの社会的ミッションであり、当社グループは構築した全国的情報ネットワークを基盤にM & Aのプラットフォームの役割を担うべきものと考えております。

当社グループの事業は、M & Aの仲介事業という単一の事業セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、(1)M & A仲介事業、(2)その他の事業に区分されております。

(1) M & A 仲介事業

（当社グループのM & A仲介業務について）

M & Aの仲介業務を遂行するためには優良な案件情報が最も大切ですが、当社グループでは案件情報に下記のとおり多面的にアプローチすることにより、それらを効率的に取得しています。

- ・金融機関、会計事務所等を中心とした当社の情報ネットワークを通じてのアプローチ
 - ・上場企業を含む一般事業法人、ファンド等に直接コンタクトし、また、各種ダイレクトマーケティングの手法により潜在的顧客に直接コンタクトするアプローチ
 - ・特定の業種に専門特化し、専門的知見に基づくコンサルテーションによるアプローチ
- これらを効率よくかつ専門的にサポートするためのそれぞれの部署を設置し営業活動をしています。

当社グループは、2008年7月に、株式会社矢野経済研究所を持分法適用関連会社としました。当社グループと市場調査のパイオニア企業である株式会社矢野経済研究所が協業することにより、市場動向等のよりの確かな把握に基づく効果的なM & Aマッチングを推進しております。

M & A周辺分野といたしましては、日本プライベートエクイティ株式会社を2000年10月に設立して以来、同社を通じて事業承継をテーマとするファンド運営事業を行っております。また、2018年1月には、株式会社日本政策投資銀行と合併で株式会社日本投資ファンドを設立し、成長戦略をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

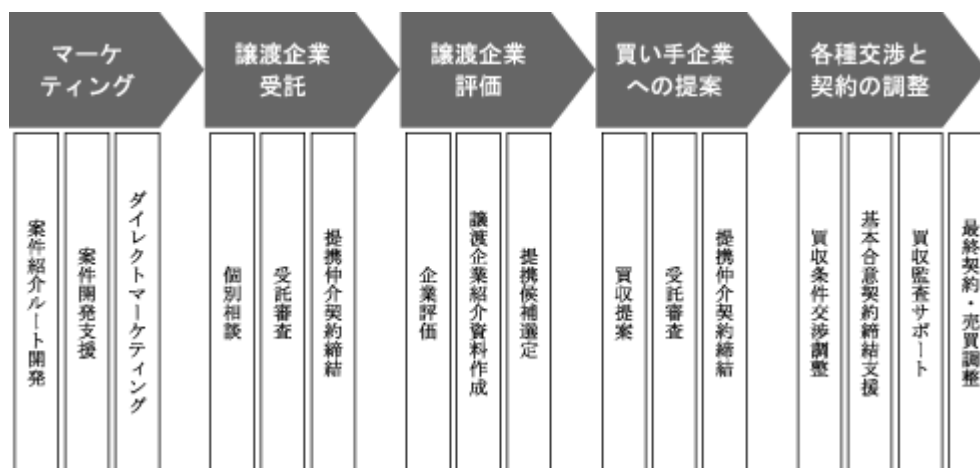
なお、2016年1月に設立した当社の連結子会社である株式会社企業評価総合研究所は、企業評価に係る業務を行っております。

2018年4月には、株式会社バトンズ及び株式会社日本PMIコンサルティングを新設いたしました。株式会社バトンズは、小規模事業者が活用できるインターネットによるM & Aマッチングサービス事業を行っております。株式会社日本PMIコンサルティングは、M & Aを成約した後に、速やかかつ円滑に事業統合するためのコンサルティング事業を行っております。

今後、中長期的には、多様な対象会社に対し、M & Aにおけるすべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるM & A総合企業へと飛躍することを目指しています。

(当社グループのM & A仲介業務の流れ)

当社グループのM & A仲介業務の流れは以下のとおりです。



1 マーケティング

M & A仲介業務において、優良な譲渡企業の開発が最重要テーマです。これらの会社に関する信頼性の高い情報を数多く入手するために、当社グループでは多面的なアプローチによる案件カバー率の向上に取り組んでおります。

2 譲渡企業受託

譲渡企業から個別相談がありましたら、譲渡の可能性、譲渡理由、案件の信頼性、概算価格などを検討し、受託審査を実施します。受託審査は当社のリスク管理上重要な役割を果たすのみならず、当社の案件の信頼性向上に寄与しております。

受託審査を通過した譲渡企業と「提携仲介契約」を締結し、「着手金」を受領いたします。

着手金は会社規模に応じて通常100万円～300万円程となっております。

3 譲渡企業評価（案件化）

次のステップとして、譲渡企業の内容を正確に把握し、買い手企業への提案目的の資料を作成します。このステップを当社グループでは案件化と呼びます。案件化では以下の事を行います。

企業情報資料の収集（会社案内、登記事項証明書、決算書などの資料の収集）

当社所定のインタビューシートの完成（各種定性情報のインタビュー）

企業評価（企業価値参考価格の算定）

買い手企業への提案書（企業概要書など）の作成

当社グループでは特にこの案件化のステップを重視してノウハウを構築しています。

譲渡企業の特徴、業界の特性、価格等が調査できましたら、買い手企業候補をリストアップし、譲渡企業の経営者と共に最適な買い手企業を選定します。

4 買い手企業への提案

選定された買い手企業に対して、譲渡企業を提案します。秘密保持の観点から最初の打診は企業名を伏せたA4で1枚程度の「ノンネーム企業情報資料」により行います。買い手企業が、更なる検討を希望した場合は「秘密保持契約」を締結し、企業名・業績・業界特性などが記載された「企業概要書」を提出いたします。

企業概要書により買い手企業が本格的にM & Aの検討の開始を希望すれば、買い手企業と「提携仲介契約」を締結し、「着手金」を受領いたします。着手金は会社規模に応じて通常100万円～500万円程となっております。「提携仲介契約」の締結先は、上記プロセスと並行して実施される受託審査通過企業に限られます。

5 各種交渉と契約の調整

ここでは、譲渡企業と買い手企業の交渉及び契約内容の調整と進捗管理を行います。

まず、譲渡企業と買い手企業の面談、現場見学などにより企業文化や経営者の人間性などの相互確認を促進しつつ、買収条件の交渉の調整を行います。

両方で一定の合意ができた場合、今までの条件交渉の結果を確認する「基本合意契約」を締結していただきます。

次に、買い手企業は「買収した後のリスクの確認」「譲渡企業の企業価値の確認」等を目的として、譲渡企業の内容確認を行うために買収監査（デューデリジェンス）を実施します。通常は公認会計士が決算書に関して「資産の実在性」、「負債の網羅性」等を譲渡企業へ向いて調査します。近年では会計監査のみならず、弁護士による法務監査や土壌汚染調査等、監査の範囲が広がりつつあります。当社はこの買収監査の範囲の調整や買収監査がスムーズに行えるような準備の支援について助言します。

買収監査の結果に基づき、譲渡企業と買い手企業の最終的な条件交渉が行われ、譲渡企業の社長や従業員の処遇などの細目の決定において当社グループは調整を行います。そして全ての条件項目が決定した段階で当事者間には最終契約を締結します。通常は、最終契約締結時に譲渡企業の株式を買い手企業が取得し、経営権が買い手企業に移行します。

当社グループは、これらの一連の作業が終了した時点で「成功報酬」を受領いたします。成功報酬は時価総資産に料率を乗じて算出します。料率は企業規模が大きくなるにつれて逓減するレーマン方式のテーブルを用います。成功報酬受領後、案件の紹介者に対して一定の紹介料をお支払いいたします。

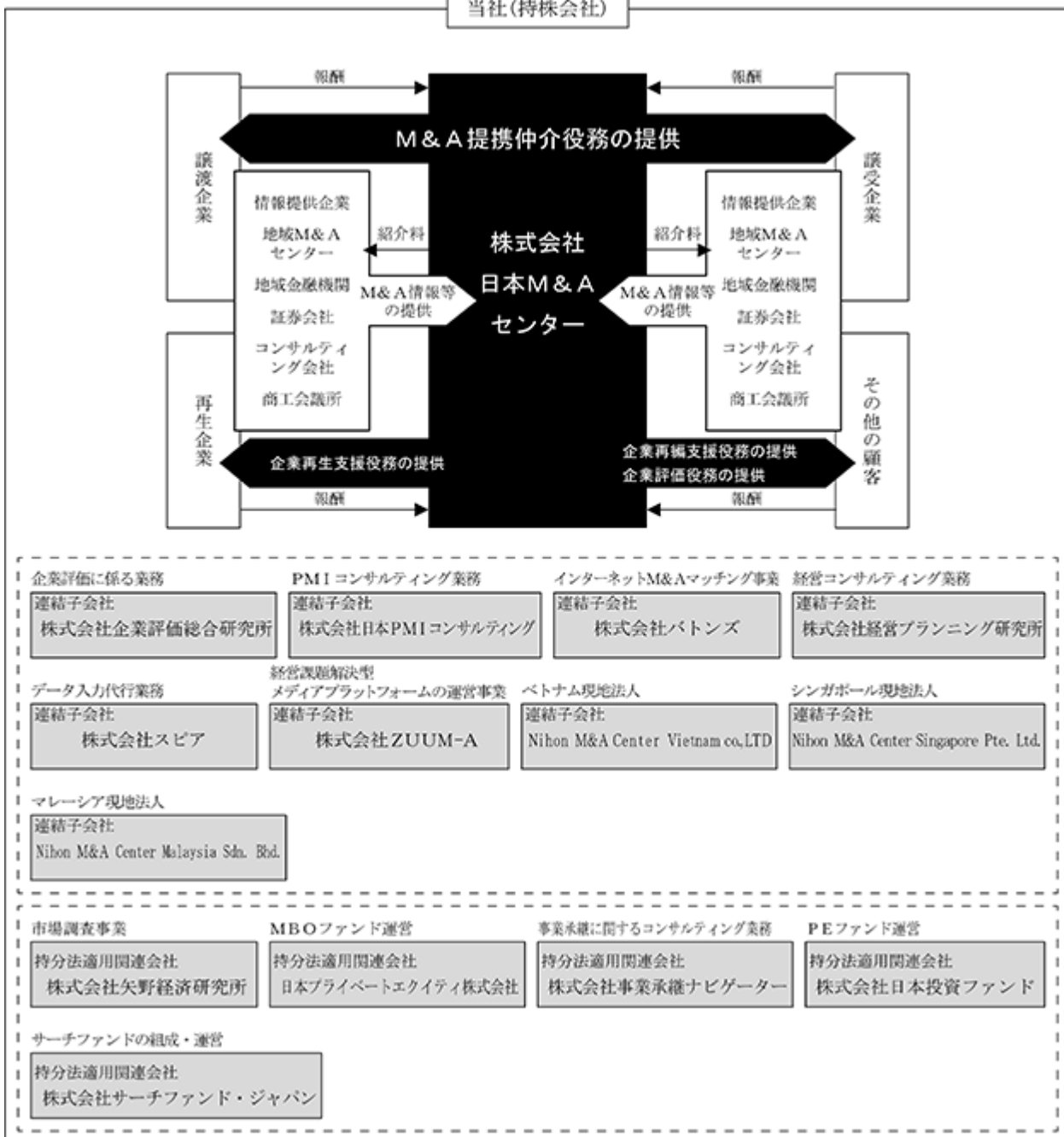
(2) その他の事業

その他の事業としては、前記のとおり各地域の会計事務所が運営する地域M & Aセンター（2022年3月31日現在1,023拠点）の会員組織の運営（会費収入）等があります。

また、当社は、新たなる事業展開として、東京証券取引所が運営するプロ投資家向けの株式市場であるTOKYO PRO Marketへの上場を支援すべく、2019年7月にJ-Adviser資格を取得いたしました。

TOKYO PRO Marketへの上場支援を通じて、中堅中小企業の事業承継と成長戦略を促進させるとともに、日本全国の地方創生に貢献してまいります。

事業の系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社日本M & Aセンター (注) 2, 4	東京都千代田区	100,000	M & A 仲介業務	100.00	当社役員 7 名が役員を兼任
株式会社経営プランニング研究所	東京都千代田区	20,000	経営コンサルティングに関する業務	100.00	当社役員 3 名が役員を兼任
株式会社企業評価総合研究所	東京都中央区	10,000	企業評価に関する業務	100.00	当社役員 1 名が役員を兼任
株式会社日本 PMI コンサルティング	東京都千代田区	50,000	PMI コンサルティング業務	100.00	当社役員 1 名が役員を兼任
株式会社パトonz (注) 5	東京都千代田区	100,000	小規模 M & A マッチング事業	32.47 [35.94]	当社役員 3 名が役員を兼任
その他 5 社					
(持分法適用関連会社)					
日本プライベートエクイティ株式会社	東京都千代田区	60,000	MBO ファンドの管理運営、コンサルティング業務	49.68	株式会社日本政策投資銀行との合弁会社であり、当社役員 3 名が役員を兼任
株式会社矢野経済研究所	東京都中野区	100,000	市場調査事業、自らの企画調査、資料の提供・受託調査・データバンク運用	25.06	当社役員 1 名が役員を兼任
株式会社事業承継ナビゲーター	東京都千代田区	40,000	事業承継に関する調査、研究、診断及び指導	50.00	株式会社青山財産ネットグループと合併して設立した法人であります。当社役員 2 名が役員を兼任
株式会社日本投資ファンド	東京都千代田区	8,000	プライベートエクイティファンドの管理、運営業務	50.00	株式会社日本政策投資銀行と合併して設立した法人であります。当社役員 2 名が役員を兼任
日本投資ファンド第 1 号投資事業有限責任組合 (注) 6	東京都千代田区	4,550,068	中堅・中小企業への投資業務	14.29	株式会社日本投資ファンドが設立したファンドであります。
株式会社サーチファンド・ジャパン	東京都千代田区	10,000	投資事業有限責任組合への出資、限有責任組合の組成・運営に関する業務	27.50	株式会社伊藤アノド・ハートナース株式会及日本政策投資銀行と株式会社びびりキャリアン株式会社と合併して設立した法人であります。
サーチファンド・ジャパン第 1 号投資事業有限責任組合 (注) 6	東京都千代田区	170,903	中小企業への投資業務	48.52	株式会社サーチファンド・ジャパンが設立した法人であります。

(注) 1 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 特定子会社であります。

3 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の会社はありません。

4 株式会社日本M & Aセンターについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	16,936,489千円
	経常利益	4,564,660千円

当期純利益 2,946,037千円

純資産額 16,689,590千円

総資産額 23,748,105千円

5 「議決権の所有割合(%)」欄の〔外書〕は緊密な者等の所有割合であります。

6 「議決権の所有割合(%)」欄には、当該投資事業有限責任組合に対する出資割合を記載しております。

また、日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合の持分は、20%未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
営業本部、総合企画本部、社長統括本部 及び関連事業本部	911 (88)
管理本部及び内部監査室	61 (14)
合計	972 (102)

(注) 1 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー、派遣社員を含んでおります。

4 上記の他、受入出向者が52名おります。

5 前連結会計年度末に比べ従業員数が162名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

提出会社は純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針および経営環境

当社グループは、「M & A業務を通じて企業の存続と発展に貢献する」ことを経営理念として掲げております。企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行き不安問題を解決し事業を存続させること、そして更に相乗効果の発揮によりその事業を発展させ譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M & Aを実践すること、このことが当社グループの社会的ミッションであり、当社は構築した全国の情報ネットワークを基盤にM & Aのプラットフォームの役割を担うべきものと考えております。

以上の経営理念に基づき、企業の存続と発展のためのM & A仲介業務を通じて顧客に対して常に付加価値の高い役務を提供することにより積極的な成長カーブでの業績アップを図り、配当も確実に実行していくことを通じて株主の皆様方をはじめとするステークホルダーの方々に報いることを経営方針としております。

国内M & Aマーケットの中でも当社グループがメインターゲットとしている後継者問題解決のための中堅中小企業のM & Aマーケットは、少子高齢化や中堅中小企業をとりまく厳しい経済環境等を背景に今後も安定的に拡大を続け、短期的にそのトレンドが大きく変化することは現時点では考えにくいものと当社グループでは考えております。

(2) 優先的に対処すべき課題

当社グループでは、企業理念の実現を通じて企業価値の向上を図るため、以下のテーマを自らに課して業務を推進しております。

コンプライアンス重視の経営

当連結会計年度において当社の連結子会社である株式会社日本M & Aセンターの売上の期間帰属等に関して不適切な報告が発見されたことから、本件事案を厳粛に受け止めるとともに、以下の再発防止策を着実に実行することにより、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存です。

・経営陣によるコンプライアンス重視の経営理念の策定と経営方針の明確化

当社代表取締役社長三宅卓が2022年4月9日開催の「経営方針発表会」において、コンプライアンスを基礎とした経営を行っていく旨の声明を、2022年度の経営方針とともにグループ全社員に向けて発表いたしました。同発表会ではコンプライアンス重視を織り込んだ新パーパス（経営理念）策定の開始もあわせて宣言いたしました。社員も主体性を持ち、議論を重ねて全社員でパーパスを作り上げていくことで、コンプライアンス意識の醸成・組織文化への定着を図ってまいります。

・コンプライアンス所管部署及びチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の創設によるリスクマネジメントの強化

2022年3月1日付で当社及び株式会社日本M & Aセンターにおいて「コンプライアンス統括部（立上準備室）」を新設し、内部通報制度の再整備・法改正対応の準備などを進めております。同部署の長を担うCCOは既に内定（上席執行役員として2022年7月1日入社予定）しており、CCOが当社のコンプライアンス体制を更に見直し、ブラッシュアップを行うことで更なるリスクマネジメントの強化を図ってまいります。

・実効性のあるコンプライアンス研修・教育の実施

本件不適切報告においては、管理職以上の意識改革が急務との認識のもと、2022年3月に外部講師による株式会社日本M & Aセンターの管理職向けのコンプライアンス研修を実施いたしました。2022年度より、新たなコンプライアンス教育体制を整備し、引続き管理職の意識を変える研修や合宿などを積極的に実施するとともに、全社員向けのコンプライアンスプログラムについても、定期的の実施してまいります。

また、当社グループ社員としての日常の行動規範の指針となる「コンプライアンスブック」を全社員に配布し、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

・総合的な人事評価の採用及び四半期業績達成に関する経営管理手法の見直し

株式会社日本M & Aセンターの人事評価につきましては、等級要件に「倫理観」の項目を盛り込み、多面的かつ定性的な評価を実現する新人事制度を策定いたしました。2022年3月に社内説明を完了し、2022年度の評価から新制度が適用される形で運用を開始しております。

・通報窓口の充実強化、営業部門のキーパーソンとの定期的な面談の実施

2022年3月に当社グループの内部通報窓口をより分かりやすくするため、社内ポータルサイトのトップページに

設置し、全社員に周知しております。

加えて、2022年度より株式会社日本M & Aセンターの営業部門のグループリーダー職以上のキーパーソンとCCO又は当社の社外取締役との定期的な面談を実施する予定です。これまで交流のなかった営業部門とコンプライアンス部門等との間に定期的にコミュニケーションの機会を設けることで、信頼関係を涵養し、不正の未然防止・早期発見に役立ててまいります。

・ 監査・監督部門の体制強化

監査体制強化の柱として、内部監査経験の豊富な「内部監査部門の専担者」は既に内定（内部監査室長として2022年7月1日入社予定）しており、引き続き監査・監督体制の強化に努めてまいります。

・ 本件不適切報告に係る責任の明確化と営業組織の見直し

本件不適切報告を受け、社内規程に則り厳正な処分を実施いたしました。

加えて株式会社日本M & Aセンターの営業組織につきましても2022年4月1日より営業部門のトップ及び傘下の事業部長・部長陣を再編成し、組織の見直しを行いました。

・ 売上報告及び売上計上に関する業務フローの再構築

従来フローでは案件担当者が株式譲渡契約書・基本合意書のコピーを入手し、それを証憑として売上を計上していたため、そのコピーを改竄することで不適切な報告をする余地がありました。

この度の変更で、売り手と買い手それぞれから株式譲渡契約書・基本合意書のコピーを入手し、かつ双方から当該契約が締結されたこと等を明記した確認書の原本を入手することにより、各契約を締結した事実を確認するフローを構築いたしました。これらフローの改定により、営業担当者による不適切な報告を排除するフローに変更し、2022年3月より実施しております。

・ 契約文書等ドキュメント管理の徹底

2022年3月1日付で文書管理課を新設し、2022年度より新業務フローの構築及び標準化、文書管理ルールの策定、システム改修の要求事項の整理等に順次着手してまいります。

M & A 総合企業への取組

近年、当社グループは、従前の中堅中小企業のM & A仲介事業にとどまらず、上場企業から小規模事業者までの多様な対象企業に対し、M & Aにおけるすべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるよう、M & A 総合企業への取組を段階的に進めてまいりました。

そこで当社グループはその取組をより一層発展させるべく、創業30周年の節目にあたる当連結会計年度の2021年10月1日をもって純粋持株会社体制に移行いたしました。純粋持株会社体制移行に伴い、グループ各社に権限を委譲することで優秀な経営者人材を育成し、グループ各社がさらなる発展を遂げることで企業価値の最大化につながると考えております。

今後とも当社およびグループ各社を通して国内はもとよりASEAN諸国を中心とする海外を含むあらゆる地域の多様な対象企業に対し、経営戦略、マーケティング、PMI（M & A成立後の統合）等のコンサルティング分野、あるいは、バリュエーション、デューデリジェンスを中心とするエグゼキューション分野等、すべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるよう、“世界No.1のM & A 総合企業”を目指してまいります。

コロナ禍の中にある経営者の方々に最適なM & Aソリューションを

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、経済活動の先行きが不透明な現況において当社グループが果たすべき社会的使命はこれまで以上に極めて重要なものとなっております。

今後、中小単独での生き残りに不安を抱えている経営者の方や後継者不在という潜在的課題の解決を先送りしていた経営者の方のうちの多くがM & Aによる事業承継を決断されるものと考えられます。

また、再編が加速する業界や再生事案が多発する業界も数多く見受けられるものと推察いたします。

当社グループは、感染拡大防止を第一義に直ちにテレワーク体制、オンラインコミュニケーション体制を整えました。感染拡大が終息するまでは一定の制限のもとでの営業活動にならざるをえませんが、リーマンショックや東日本大震災等の際と同様、今こそ当社グループは困難を乗り越えてその社会的使命を完遂すべき時であり、企業の存続と発展のためになお一層尽力する所存であります。

コンサルタントの積極的採用と研修制度のさらなる充実等による人材の育成

中堅中小企業のM & Aの潜在的な需要からすれば当社のシェアは数パーセントに過ぎないものと当社グループでは考えております。

今後、より多くの経営者の方々にM & Aによるソリューションを提供し、業績拡大を実現するために、当社

グループでは、引続きコンサルタントの採用を推進し毎年着実な増員を図っていく予定であります。

併せて、採用した人材の早期戦力化を図るために、社歴3年未満のコンサルタントを部署の垣根を外した競争原理により切磋琢磨させ、当社グループで成功しているコンサルタントのノウハウを共有化し、継承すべき当社グループのコンサルタントとしての基本理念・基本行動を伝承する企画を継続して実施しており成果を挙げております。

このような企画と現場でのOJTにより、今後も社歴の浅いコンサルタントの着実な育成を図ってまいります。

(3) 目標とする経営指標と達成状況

目標とする経営指標と達成状況につきましては、「3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載しております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 役員・従業員の不正によるリスク

当社グループは、コンプライアンス重視を経営上の重要な課題と位置付けており、内部統制システム整備の基本方針を定め、同システムの継続的な充実・強化を図っております。業務執行においては役員・従業員の不正及び不正行為の防止に万全を期しておりますが、万一不正及び不法行為が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報セキュリティについて

当社グループは、顧客の機密情報について、秘密保持契約等により守秘義務を負っています。そのため、就業規則等にて機密情報の社員の守秘義務について明確に規定し、かつ全社員から秘密保持に関する誓約書を提出させる等、当該義務の周知徹底を図っています。また、当社が保有する情報及び情報システムを保護・管理することを目的として、「情報セキュリティマネジメントシステム」を構築し、情報セキュリティ方針を定めております。2016年5月には、一定の業務範囲において国際規格ISO27001の認証を取得し、現在も更新し、継続しております。

このように、当社グループでは情報セキュリティの確保が最も重要であるとの認識から、「システム面」「運用面」の双方における強化を継続して取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由で機密情報が外部に漏洩した場合において、それが当社グループの責に帰すべきものであるときは、当社グループの信用失墜等につながりそれが当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟等に係る事項

当社グループは、有効なコンプライアンス体制の確立に努めておりますが、事業遂行にあたり、当社グループの法令違反の有無に拘わらず何らかの原因で当社グループが訴訟等を提起される可能性があります。

これらの訴訟が提起されること及びその結果によっては、当社グループの社会的な信頼性に影響が及ぶ可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等にかかる事項

M & A 仲介業務を遂行するに際しては、現在のところ、特に関係省庁の許認可等の制限を受けることはありませんが、今後、法令等の制定改廃により何らかの制限を受けることとなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、近年の法整備に伴い、M & A 取引の形態が多様化しており、これが当社グループのビジネスチャンスの拡大につながっていますが、今後、M & A の取引に関連する税法、会社法等の制定改廃があった場合において、それがM & A 取引の促進に負の影響を及ぼすものであったときは、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) M & A 仲介事業が経営成績上大きなウエイトを占めることについて

当社グループは、国内の中堅中小企業のM & Aの仲介事業を中心に専門的な役務提供を行っています。

国内M & Aマーケットの中でも当社グループがメインターゲットとしている後継者問題解決のための中堅中小企業のM & Aマーケットは、少子高齢化や中堅中小企業をとりまく厳しい経済環境等を背景に今後も安定的に拡大を続け、短期的にそのトレンドが大きく変化することは現時点では考えにくいものと当社グループでは分析しています。

しかしながら、将来的に中堅中小企業のM & Aマーケットが逆に縮小に転じるようなことがあった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、M & A 仲介事業は、基本的には成功報酬型のビジネスであり、今後、案件完了が長期化した場合や成約率が低下した場合には当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合について

当M & A業界は、仲介業務を遂行するために必要な許認可等が存在するわけでもなく、基本的に参入障壁が低い業界といえます。

当社グループが、優良な案件情報を全国から継続的、安定的に入手するために構築した全国規模の情報ネットワークやこれまでの仲介実務の中で培ってきた当業界の固有のノウハウは、短期間には模倣できるものではなく、当社グループが他社との差別化を図り競争優位を確保できる重要な要因であると認識しています。

また、新規参入者の増加等による当業界の拡大は、当社グループが主に取扱っている国内の中堅中小企業のM & Aマーケットの底辺の需給拡大に直接的につながり、当業界の先駆者である当社グループにとっては逆にそれが有利に働くのではないかと考えております。

しかしながら、今後、競合他社と多くの案件でバッティングし受託価額が下落するようなことがあれば当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 代表取締役社長への依存について

当社の創業期からの取締役でかつ事業の推進者である代表取締役社長 三宅卓は、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社グループの事業活動全般において重要な役割を果たしております。

現時点において、同代表取締役社長が当社グループの事業から離脱することは想定されておりませんが、退任その他の理由により当社グループの経営から外れるような事態が発生した場合は、当社グループの事業戦略や経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症等の異常事態リスク

世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、当社グループにおいても、事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が生じております。

この対策として、次のとおり感染予防に取り組んでおります。

- ・安全衛生の徹底(マスク着用、検温、手指のアルコール消毒等)
- ・在宅勤務、時差出勤の推進
- ・Web会議等の活用
- ・不要不急の出張の抑制

今後も事業に対する影響につきましては、動向を注視していく必要があるものと考えております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

財政状態及び経営成績の状況

A．財政状態

（a）資産の部

流動資産は、前連結会計年度末に比べて7.9%増加し、49,975百万円となりました。これは、現金及び預金が4,439百万円増加し、売掛金が1,589百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて15.0%増加し、8,943百万円となりました。これは、投資有価証券が1,214百万円増加し、繰延税金資産が108百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8.9%増加し、58,919百万円となりました。

（b）負債の部

流動負債は、前連結会計年度末に比べて16.6%減少し、7,531百万円となりました。これは、未払法人税等が1,181百万円減少し、1年以内返済予定の長期借入金が500百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて7.5%減少し、362百万円となりました。これは、長期未払金が29百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて16.2%減少し、7,893百万円となりました。

（c）純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて14.2%増加し、51,026百万円となりました。これは、主として親会社株主に帰属する当期純利益11,437百万円及び配当金の支払5,453百万円などによります。

B．経営成績

（a）売上高

当連結会計年度の売上高は40,401百万円と、前連結会計年度に比べて16.1%増加し、5,606百万円の増加となりました。

売上内訳といたしましては、M & A 仲介事業が38,807百万円、その他の事業が1,593百万円であり、前連結会計年度と比べて、M & A 仲介事業は3,729百万円の増加、その他の事業は542百万円の増加となりました。

（b）経常利益

当連結会計年度の経常利益は16,864百万円と、前連結会計年度に比べて9.0%増加し、1,395百万円の増加となりました。

売上原価は16,258百万円で、前連結会計年度に比べて2,681百万円の増加となりました。

販売費及び一般管理費は7,713百万円で、前連結会計年度に比べて1,830百万円の増加となりました。

営業利益は16,430百万円で、前連結会計年度に比べて1,094百万円の増加となりました。

営業外収益は458百万円で、主なものは投資事業組合運用益226百万円であります。

営業外費用は24百万円で、主なものは雑損失23百万円であります。

この結果、経常利益は16,864百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は47,300百万円と、前連結会計年度末に比べて5,437百万円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は11,099百万円と前年同期に比べ358百万円(3.1%)の減少となりました。

これは主に税金等調整前当期純利益16,661百万円となったこと及び法人税等の支払額6,266百万円があったこと等を反映したものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は270百万円と前年同期に比べ22,054百万円(98.8%)の減少となりました。

これは主に定期預金の払戻による収入が1,000百万円、出資金の分配による収入が383百万円あり、投資有価証券の取得による支出が873百万円あったこと及び有形固定資産の取得による支出が165百万円あったこと等を反映したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は5,943百万円と前年同期と比べ2,847百万円(92.0%)の増加となりました。

これは主に株式の発行による収入が10百万円あったことや、配当金の支払額が5,453百万円あったこと及び長期借入金の返済による支出が500百万円あったこと等を反映したものであります。

生産、受注及び販売の状況

A. 生産実績、受注状況

該当事項はありません。

B. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
M & A 仲介事業	38,807,916	+ 10.6
その他の事業	1,593,656	+ 51.5
合計	40,401,573	+ 16.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定は次のとおりであります。

A. 繰延税金資産の回収可能性

(a) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であります。

(b) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響し、業績が著しく

悪化する等して、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

A. 当連結会計年度の経過と経営成績

当社グループは、当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）において、売上に係る社内報告に不適切な報告が存していたことが判明し、その結果、過年度決算を訂正するに至りました。

あらためまして株主をはじめとする当社ステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

当連結会計年度において当社グループは、創業30周年の節目にあたる当連結会計年度を「第2創業元年」と位置付け、「Exceed 30」をスローガンに期初から積極的な営業活動を展開した結果、好調な業績進捗のもと上半期を折り返すことができました。

他方、2021年12月20日には上記の不適切事案の調査の開始を公表することとなり、以降、当該不適切事案の判明は当社グループに負の影響をもたらしましたが、現在、これを機にコンプライアンス強化の経営に大きく舵を切り、実効性のある再発防止策と内部統制の強化に向けた各種取組みを実施している状況であります。

上記の経過を経て、当連結会計年度における通期の連結経営成績は、下表のとおり、連結売上高で前年同期実績を16.1%上回り、連結経常利益で9.0%上回り、増収増益となりました。

また、当連結会計年度における成約件数（四半期ごとの実績の累計件数）は前年同期実績の886件から110件（+12.4%）増加し、996件（譲渡・譲受は別カウント）となりました。

なお、当連結会計年度における譲渡案件の新規受託件数は1,225件で前年同期の1,143件を82件（+7.2%）上回っており、好調な案件受託状況のもと当連結会計年度を終えることができました。

これらの新規受託案件を含む豊富な受託残を次期以降に着実に成約すべく尽力いたします。

	当連結会計年度の 業績予想	当連結会計年度の 実績	前連結会計年度の 実績	業績予想の 達成率	前年 同期比
売上高	39,000百万円	40,401百万円	34,795百万円	103.6%	+16.1%
営業利益	18,000百万円	16,430百万円	15,336百万円	91.3%	+7.1%
経常利益	18,000百万円	16,864百万円	15,468百万円	93.7%	+9.0%
親会社株主に帰属 する当期純利益	12,600百万円	11,437百万円	10,678百万円	90.8%	+7.1%

B. 当連結会計年度の営業の取組

(a) 創業30周年の取組

当社は2021年4月25日に創業30周年を迎え、創業第31期となる当連結会計年度を「第2創業元年」と位置付け、当社グループが30年で培ったノウハウや日本の未来に対する当社グループの使命とビジョンをお伝えするため、2021年11月5日に当社グループ30周年記念イベント「M & A Conference 2021」(URL:<https://www.nihon-ma.co.jp/seminar/conference/>)を開催いたしました。当日はオンライン参加を含め15万人を超える方々からのお申込みがあり、M & Aや事業承継、DX戦略等の40セッション講演をはじめとした様々な企画にご参加いただきました。このイベントを通じて、当社グループは業界のリーディングカンパニーとして1社でも多くの企業をM & Aで救済したいという当社グループの使命を多くの方々に知っていただくことができました。また、当社グループがこれを実現するためにはM & A仲介だけでなく、戦略策定から最適な企業評価、そしてPMI(買収後の経営統合)やファンドによる支援等、総合的なM & A支援が必要なことから、2021年10月1日に純粋持株会社体制へ移行し、これまで以上にそれぞれの領域における専門性を高め、幅広い業務を行ってまいります。

(b) TOKYO PRO Market上場支援サービスを通じた地方創生

東京証券取引所が運営するプロ投資家向けの株式市場であるTOKYO PRO Marketへの上場を支援すべく、当社グループは2019年7月にJ-Adviser資格を取得しております。これは、本質的な地方創生の実現のためには、後継者問題をM & Aによって解決することにとどまらず、地元如若者を魅了する“スター企業”を創出し、雇用の創出や地域経済の活性化に貢献することが必要不可欠と考えているためです。

当連結会計年度においては、当社グループがJ-Adviserを担当した3社がTOKYO PRO Marketへの上場を果たすことができました。

また、当社グループは2023年3月期中までにJ-Adviser契約の累計契約数100件を目標としておりましたが、積極的な営業活動の結果、1年前倒してこの目標を達成することができました。

今後も多くの企業にTOKYO PRO Marketを活用した成長を実現していただけるよう、TOKYO PRO Marketへの上場をサポートするだけでなく、M & Aのリーディングカンパニーとして、一般市場への市場変更や海外進出、新規事業の創出等、TOKYO PRO Market上場のさらにその先を見据えた成長支援サービスを提供してまいります。

(c) M & A業界全体への取組

中小企業庁は、2021年4月に中小企業・小規模事業者のM & A推進のために今後5年間に実施すべき官民の取組みを「中小M & A推進計画」としてとりまとめました。この「中小M & A推進計画」では、M & A支援機関の新たな登録制度が始まり、多くの仲介業者が登録しました。また、M & A仲介業者による自主規制団体の設立が盛り込まれ、M & A仲介上場5社(株式会社日本M & Aセンター、株式会社ストライク、M & Aキャピタルパートナーズ株式会社、株式会社オンデック、名南M & A株式会社)の各代表者を理事として一般社団法人M & A仲介協会が設立されました。

当協会では、2022年1月よりM & A仲介業者及び金融機関などを対象として会員を募集し、M & A仲介の公正・円滑な取引の促進、中小M & Aガイドラインを含む適正な取引ルール徹底、M & A支援人材の育成サポート、仲介に係る苦情相談窓口の運営等を行い、透明性と公平性のある中小M & A市場の構築のサポートをしてまいります。

C. 当社グループの資本の財源及び資金の流動性について

資本政策については、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しております。内部留保については、財務体質の強化、将来にわたる安定した株主利益の確保、事業の拡大のために有効活用してまいります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は47,300百万円となっております。キャッシュ・フローの状況は、前記「(1) 経営成績等の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

日本M & Aセンターグループ加盟契約書

当社グループは、各地域の会計事務所が運営する地域M & Aセンター（2022年3月31日現在1,023拠点）と全国的な情報ネットワークを構築しています。

当社グループは、地域M & Aセンターとして当社グループに加盟する会計事務所と「日本M & Aセンターグループ加盟契約書」を締結しています。

当該契約の概要は次のとおりであります。

- ・ 当社グループと当社グループに加盟する会計事務所（以下、「加盟会計事務所」という。）とは、顧客の存続と発展に寄与することを目的としてM & A等に関する仲介業務を相互に協力して行う。
- ・ 加盟会計事務所は、本加盟契約締結後当社グループに会費等を支払うものとする。
- ・ 加盟会計事務所は、M & A等に関する仲介業務の遂行に必要なノウハウ等を習得するために、当社グループの各種研修に参加できる。
- ・ 当社グループ及び加盟会計事務所は、相互の情報交換により知り得た秘密情報を上記の業務目的以外に使用してはならず、また、相手方の事前の書面による同意なしに第三者へ漏洩または開示してはならない。
- ・ 案件の仲介手数料等の配分等については案件毎に当社グループと加盟会計事務所とが別途協議のうえ決定する。
- ・ 加盟会計事務所が当社グループを退会する場合には、退会の1か月前までに当社グループに書面で通知する。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における有形固定資産及び無形固定資産への設備投資等の総額は238,692千円であります。主な内容は、2022年3月のサーバーシステム更改に係る工具器具備品32,596千円、2021年10月の会計事務所向けA p p制作16,860千円などのほか、新規拠点開設に伴う各種設備、内部造作及び什器備品の購入等によるものです。なお、当社グループの事業セグメントは、M & Aコンサルティング事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	M & A 仲介事業	事務所設備						
大阪支社 (大阪市北区)	M & A 仲介事業	事務所設備						
名古屋支社 (名古屋市中村区)	M & A 仲介事業	事務所設備						
福岡支店 (福岡市博多区)	M & A 仲介事業	事務所設備						
熱海研修所 (静岡県熱海市)	M & A 仲介事業	研修所						

(注) 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

2022年3月31日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
本社(東京都千代田区)	M & A 仲介事業	事務所設備	436,669	
大阪支社(大阪市北区)	M & A 仲介事業	事務所設備	51,764	
名古屋支社(名古屋市中村区)	M & A 仲介事業	事務所設備	20,319	
福岡支店(福岡市博多区)	M & A 仲介事業	事務所設備	4,970	

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員 数 (名)
				建物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社 日本M & A センター	本社 (東京都千代田区)	M & A 仲介事業	事務所 設備	127,139	19,319	146,414	155,971	448,845	551
株式会社 日本M & A センター	大阪支社 (大阪市北区)	M & A 仲介事業	事務所 設備	45,305		14,737	0	60,042	126
株式会社 日本M & A センター	名古屋支社 (名古屋市中村区)	M & A 仲介事業	事務所 設備	15,978		7,531	0	23,509	40
株式会社 日本M & A センター	福岡支店 (福岡市博多区)	M & A 仲介事業	事務所 設備	9,450		9,628	0	19,079	20
株式会社 日本M & A センター	熱海研修所 (静岡県熱海市)	M & A 仲介事業	研修所	47,346		31	8,916	56,294	

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 帳簿価額のうち「その他」は、土地、ソフトウェア、及びのれんの合計であります

3 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
株式会社 日本M & A センター	本社 (東京都千代田区)	M & A 仲介事業	事務所設備	461,062	1,591,082
株式会社 日本M & A センター	大阪支社 (大阪市北区)	M & A 仲介事業	事務所設備	56,570	116,324
株式会社 日本M & A センター	名古屋支社 (名古屋市中村区)	M & A 仲介事業	事務所設備	20,257	6,793
株式会社 日本M & A センター	福岡支店 (福岡市博多区)	M & A 仲介事業	事務所設備	8,250	25,183

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	576,000,000
計	576,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	336,556,800	336,556,800	東京証券取引所 市場第一部 (事業年度末現在) プライム市場 (提出日現在)	単元株式数は100株であります。
計	336,556,800	336,556,800		

(注) 提出日現在発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社及び当社子会社の従業員 289
新株予約権の数(個)	12,403 [12,403]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,961,200 [4,961,200] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,373
新株予約権の行使期間	2022年7月1日～2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,373 資本組入額 687
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権は、有価証券報告書に記載の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益が下記()乃至()に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>() 2019年3月期に115億円を超過し、且つ2020年3月期に125億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>() 2021年3月期に135億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>() 2022年3月期に150億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能</p> <p>ただし、2019年3月期乃至2022年3月期の経常利益が90億円を下回った場合、上記()乃至()にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。</p> <p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで退職・退任した者は権利行使することができず、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記1の条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>3. その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は次の式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 2 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)3(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	981,000	81,900,600	154,741	1,378,818	154,741	1,156,975
2018年4月1日 (注)2	81,900,600	163,801,200		1,378,818		1,156,975
2018年4月1日～ 5月31日(注)1	54,000	163,855,200	4,272	1,383,090	4,272	1,161,247
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)3	2,210,000	166,065,200	1,200,306	2,583,397	1,200,306	2,361,554
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)3	2,203,200	168,268,400	1,196,613	3,780,010	1,196,613	3,558,167
2021年4月1日 (注)4	168,268,400	336,536,800		3,780,010		3,558,167
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)5	20,000	336,556,800	5,431	3,785,441	5,431	3,563,598

(注) 1 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2 2018年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

3 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

4 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

5 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		36	60	363	667	53	35,082	36,261	
所有株式数 (単元)		880,895	95,313	56,307	1,686,286	164	646,145	3,365,110	45,800
所有株式数 の割合(%)		26.18	2.83	1.67	50.11	0.00	19.21	100.00	

(注) 自己株式6,005,019株は、「個人その他」に60,050単元、「単元未満株式の状況」に19株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	55,607,500	16.82
三宅 卓	東京都渋谷区	20,809,800	6.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	18,642,500	5.64
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	14,132,699	4.28
分林 保弘	東京都世田谷区	8,615,400	2.61
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,116,300	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,770,600	1.44
JPMorgan証券株式会社	千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	4,272,444	1.29
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	4,125,118	1.25
RBC ISB S/A DUBNON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT-MIG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,989,800	1.21
計	-	140,082,161	42.38

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株数のうち54,901,700株、株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株数のうち18,189,900株は信託業務に係るものであります。

2 上記のほか当社所有の自己株式6,005,019株(1.78%)があります。

- 3 2022年1月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック(ネザール)BV(BlackRock (Netherlands) BV)、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)が2021年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	4,525,200	1.34
ブラックロック(ネザール)BV(BlackRock (Netherlands) BV)	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルブレイン 1	526,100	0.16
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	525,446	0.16
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ポールスブリッジパーク 2 1階	1,558,200	0.46
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,788,700	1.42
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,564,300	1.36
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	376,100	0.11

- 4 2022年2月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ノムラインターナショナルピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が2022年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合(%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1,146,100	0.34
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	16,889,200	5.02

- 5 2022年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(Capital Research and Management Company)が2022年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンゼルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)	11,689,992	3.47

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,005,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 330,506,000	3,305,060	
単元未満株式	普通株式 45,800		
発行済株式総数	336,556,800		
総株主の議決権		3,305,060	

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日本M & A センター ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁 目8番2号	6,005,000		6,005,000	1.78
計		6,005,000		6,005,000	1.78

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	211	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	6,005,019		6,005,019	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、配当を継続的に実施いたしたく考えております。

当期の期末配当金は、1株当たり9円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は1株当たり18円（中間配当金：普通配当7円、設立30周年記念配当2円、期末配当金：普通配当8円、設立30周年記念配当1円）となります。

次期の配当金は、年間1株当たり16円を予定しております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めています。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年11月12日 取締役会決議	2,974,966	9.00
2022年6月23日 定時株主総会決議	2,974,966	9.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、M & A業務を通じて企業の存続と発展に貢献することを経営理念として掲げております。

企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行不安問題を解決し、社会的公器を正にゴーイング・コンサーン（継続企業）たらしめること。そして更に、相乗効果の発揮によりその事業を進展させ、譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M & Aを実践すること。このことが、当社グループの社会的ミッションであると考えております。

また、以上の経営理念に基づき、企業の存続と発展のためのM & A仲介業務を通じて顧客に対して常に付加価値の高い役務を提供することにより、株主の皆様方をはじめとするステークホルダーの方々へ報いることを経営方針としております。

当社グループが、上記の経営理念に基づき永続的に社会貢献を果たし、安定的に株主の皆様方をはじめとするステークホルダーの方々のご期待にお応えしていくためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最重要課題であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、業務執行の状況の監視・牽制機能を強化し、もって、

() 経営の健全性・公正性を確保し、法令遵守を徹底すること、

() 経営の透明性を確保し、説明責任を全うすること、

() 経営の効率性を確保し、株主価値の最大化に努めること、

を当社グループの経営の中心課題として捉え、日々尽力しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

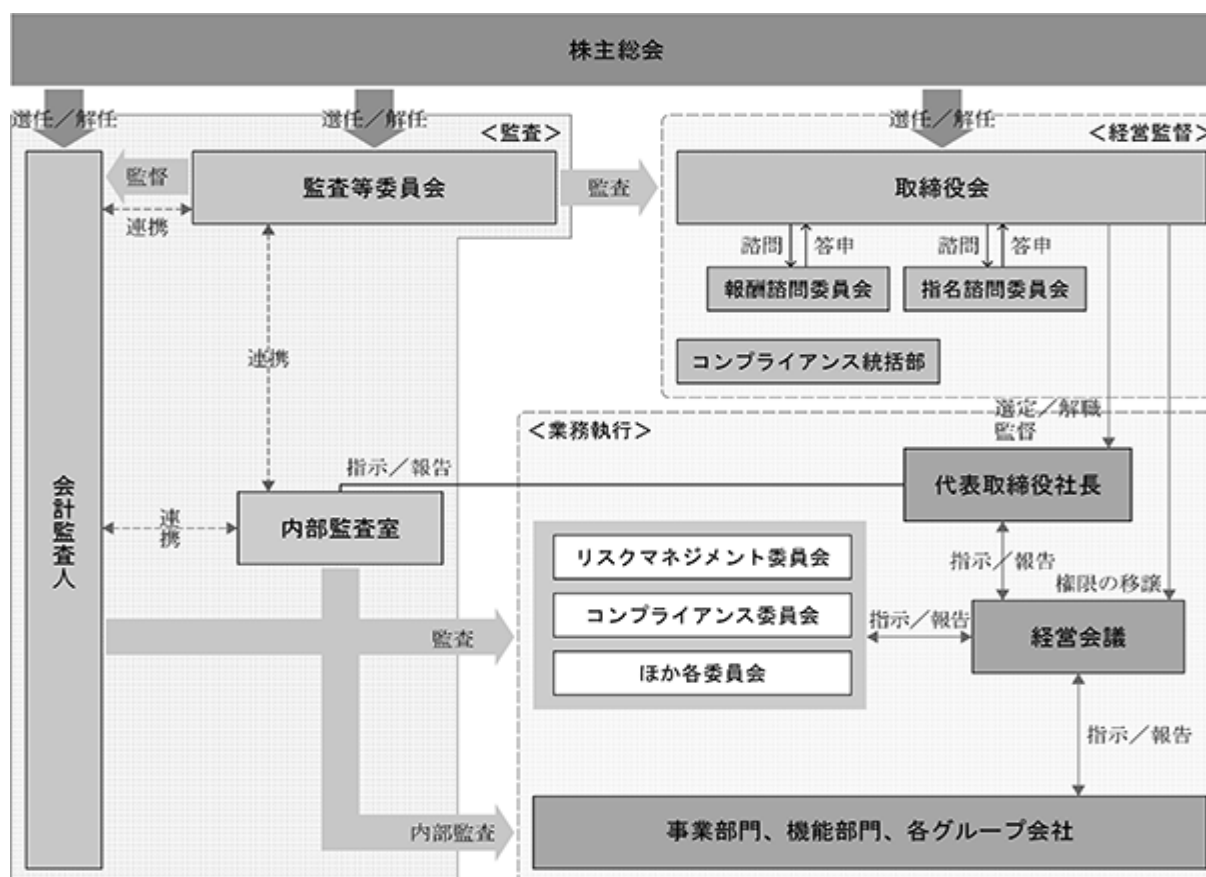
当社は、2016年6月24日開催の第25回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名（うち、社外取締役5名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。独立性の高い社外取締役からは経営に対する社外の視点を入れた活発な助言・経営の監督を受けております。また、過半数以上が独立性の高い社外取締役で構成される監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人である監査法人と連携を図りながら、取締役の職務執行の監督を行う形となっており、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ります。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（「」は議長、委員長を表し、「」は構成員を表します。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
代表取締役会長	分林 保弘				
代表取締役社長	三宅 卓				
専務取締役	檜木 孝磨				
常務取締役	大槻 昌彦				
取締役	竹内 直樹				
取締役	熊谷 秀幸				
取締役	渡部 恒郎				
取締役	平山 巖				
社外取締役	森 時彦				
社外取締役	Anna Dingley				
社外取締役	竹内 美奈子				
社外取締役	Smith, Kenneth George				
社外取締役	錦戸 景一	○			
社外取締役	山田 善則	○	○		
社外取締役	松永 貴之				

当社のコーポレート・ガバナンスを図示すると、次のとおりであります。



a. 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名（うち、社外取締役5名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況確認等、経営上の重要な意思決定を行う体制としております。

b. 代表取締役

代表取締役は、会社の代表機関であり業務執行機関であります。取締役会の決議及び監督に基づき業務執行を行っております。

c. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役（常勤監査等委員）が1名、社外取締役（監査等委員）が2名の合計3名で構成されております。

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し法令遵守の状況等を常に確認するほか、重要書類の閲覧や業務進捗状況の聴取を行い、業務監査、会計監査等、業務執行上の監査を行う体制としております。

また、会計監査人や内部監査担当者と定期的に情報交換を行うなど、連携した経営監視体制を整えております。

d. 監査法人

監査法人の会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査等委員と連携して当社の会計監査及び内部統制の整備と運用について協議の場を持っております。

e. 指名諮問委員会

当社は、株主総会に提出する取締役選任議案にかかる候補者選定のプロセスの適正性および透明性を担保することを目的として取締役会の任意の諮問機関として、指名諮問委員会を設置しております。委員会は、代表取締

役（1名）、常勤取締役（1名）および社外取締役（独立役員7名）が構成員となり、委員たる社外取締役が委員長に就任します。取締役会は、本委員会による討議の内容を最大限に尊重したうえで株主総会に取締役選任議案を上程しております。

f. 報酬諮問委員会

当社は、取締役への報酬の透明性及び妥当性を担保することを目的として取締役会の任意の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しております。委員会は、代表取締役（1名）、常勤取締役（1名）および社外取締役（独立役員7名）が構成員となり、委員たる社外取締役が委員長に就任します。本委員会は取締役の報酬等の決定に関する方針、並びに個人別の報酬等の内容について審議・決定し、その答申を踏まえ取締役会において支給額を決定いたします。

g. 経営会議

経営会議は、常勤取締役と株式会社日本M & Aセンターの事業部長で構成されております。

経営会議ではグループ各社における業務執行に関する様々な項目を討議し、各事業部門やグループ会社に指示等を行っております。

h. 内部監査制度

当社では業務執行上の内部監査制度を導入しており、業務執行においては法令や規程の遵守及び業務の標準化・効率化を常にチェックする体制としております。現在は内部監査室2名が担当しており、2022年7月1日以降は内部監査の専担者を1名追加する予定です。

i. リスクマネジメント委員会

常勤取締役及び株式会社日本M&Aセンターの法務室の管理職を構成員としてリスクマネジメント委員会を開催しております。総合的なリスク管理事項について十分に討議し、必要に応じて外部の法律事務所等の指導・助言を受けたうえで、その内容により適切に取締役会に上程しております。

これにより、業務上の重要事項について迅速な審議と意思疎通が行える体制を整えており、役員・従業員が常に法令遵守および社会倫理に則った行動を取るよう励行とチェックを行っております。

また、リスクマネジメント委員会の有効性については、取締役会で評価し、適宜是正することとしております。事業環境の変化などに伴う対応策の全社通知や新たなリスク領域への対応が必要となった場合等、課題や対応状況について取締役会に報告のうえ、対処することとしております。

j. コンプライアンス委員会

常勤取締役1名、株式会社日本M & Aセンターの事業部長、部長及び外部弁護士1名ずつを構成員として定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。社内におけるコンプライアンスの周知・啓蒙を行うための施策を検討・実施し、コンプライアンス違反を未然に予防しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社グループは業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを徹底するため、以下のとおりの体制等を整備しております。

)当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

当社及び子会社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、当社代表取締役社長がコンプライアンス重視の経営を経営方針とする明確なコミットメントを行っております。そして、このコミットメントを実効性のあるものとするため、法令違反又は社会的に容認されない非遵行為を禁止するという明確な行為規範である「コンプライアンス行動指針10か条」を策定し、当社及び子会社の取締役等及び使用人全員への周知徹底を図っております。

また、「コンプライアンス行動指針10か条」に基づき、公正・適切な企業活動を行うために必要なコンプライアンスの基本的事項を定め、もって健全な企業としての会社の発展を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を定めています。

そして、「コンプライアンス行動指針10か条」及び「コンプライアンス規程」に基づき、当社及び子会社

のコンプライアンス違反を未然に防止し、仮にコンプライアンス違反又はそのおそれのある事象が発生した際は、可及的速やかに対応できるよう取締役会の直属組織としてコンプライアンス統括部を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスに関する研修を定期的に行うことに加え、事業活動に係るリスクの検証、その発生の可能性を最小限にするための業務プロセスの体制の構築等予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定、再発防止策の立案等を行います。

コンプライアンス統括部は、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス研修を主宰します。コンプライアンス研修は、その実効性を確保するため、マネジメント向け研修と全社向け研修とし、定期的を実施し、研修の際には必要に応じ外部講師も招聘するものとします。また、座学研修以外の教育プログラムも順次策定してまいります。さらに、コンプライアンス統括部は当社及び子会社の使用人の行為規範を明確に規定した「コンプライアンスブック」を編纂し、当社及び子会社の使用人全員に配布しています。

コンプライアンス統括部の責任者はCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）として当社及び子会社のコンプライアンス遵守の経営を統括します。

また、当社及び子会社の取締役等及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員会による監査及び内部監査室による内部監査を実施します。内部監査室については、その1名を専従とし、また、補助者を配属して内部監査機能の充実を図ります。

そして、「コンプライアンス規程」に基づき、当社及び子会社の取締役等及び使用人が不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為等に関する疑念を伝えることができる内部通報制度を整備しており、守秘義務を負う通報・相談窓口を設置し、法令等違反行為の未然防止に努めます。さらに、内部通報機能が充実するよう、当社及び子会社の執行役員及び部長には、コンプライアンス違反又はそのおそれのある行為、不正、不適切な行為、又はハラスメント行為を認識した場合には、相談・通報窓口又はコンプライアンス統括部に通報する義務を課しています。

また、通報・相談に加え、コンプライアンス違反又はそのおそれのある行為に関する情報を積極的に取得できるよう、常勤取締役らにおいて、当社及び子会社の使用人との面談を実施します。

なお、当社は、上記の「コンプライアンス行動指針10か条」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を規定し、同指針を社内掲示するとともに社内研修等でその周知徹底を図っております。

)当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。特に重要事項については原則として毎週開催される経営会議における審議を経て取締役会に諮っております。経営会議は、常勤取締役に加え、常勤監査等委員及びCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を構成員とし、さらに子会社の役員・事業部長等も出席し、当社及び子会社の経営課題を多角的な視座から討議し、経営情報をオープンに共有します。また、子会社においても、原則毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、当社及び子会社の規模等に応じて執行役員制度を導入し、執行役員による職務の適切なサポートによりその執行の効率化を図っております。

)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、専属の部署である文書管理課が「文書管理規程」に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することができるようにしております。

)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、常勤取締役及び子会社の法務部門の管理職をメンバーとするリスクマネジメント委員会が、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しています。

また、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言等を受けております。

なお、損失の危険が発生した場合には、当社及び子会社は「危機管理規程」に基づき対応することとしています。

)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、毎月グループ報告会(当社常勤取締役及び子会社の取締役、監査役で構成)を開催し、子会社の事業運営、業務執行等の報告を受ける場及び情報共有の場としております。また、子会社取締役と日常的な意思疎通を図っており、企業集団としての経営について協議する他、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。

子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、議事録の写し等の文書を提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を当社に報告します。当該文書について当社の取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することができるようにしております。

)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、監査等委員会の指示にしたがいその職務を補助します。

)前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に関し、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意を得るものとします。

また、当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとします。

これらにより当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、また、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を求めることができるものとし、当社及び子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じて必要な報告を行うものとします。

当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」により、監査等委員会に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します

)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査等委員の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用債務を、監査等委員からの当該費用債務の請求に基づき、速やかに支弁するものとします。

)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」を定めるとともに、監査計画書を作成し取締役会でその内容を説明し、履行に関しての理解と協力を得るものとします。

監査等委員会は、内部監査室に必要な調査を依頼することができ、内部監査室はこれに協力するものとします。

監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果の報告を受けるため、内部監査室との間で定期的な報告会を開催します。

内部監査室のスタッフの選任及び異動については監査等委員会の同意を得るものとします。

このほか、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしており、これにより、当社の監査の実効性を確保します。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では総合的なリスク管理については、上記のリスクマネジメント委員会において討議しており、必要に応じて取締役会上程しております。

c. 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約の締結

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

d. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス行動指針10か条」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を規定し、同指針を社内掲示するとともに社内研修等でその周知徹底を図っています。

当社内での反社会的勢力への対応は、管理本部(総務部)が統括し、また、社内通報制度を導入し早期の問題発見と対応に注力するとともに、所轄警察署をはじめ、興信調査や危機管理を専門とする外部機関等と連携をとり多面的に反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施しています。

また、当社グループの業務の性質上、顧客との取引は基本的には単発取引であり、いわゆるリピート顧客は少ないため、反社会的勢力との取引防止のためのチェックについては十分に留意しています。案件の採用に当たっては、事前に「案件概要報告書兼リテインチェック表」による受託審査を全件に課し、受託契約書には反社会的勢力の排除条項を規定しております。

取締役に関する事項

・取締役の定数

「当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。当社の監査等委員である取締役は7名以内とする。」旨を定款にて定めております。

・取締役の選任の決議要件

「取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」旨及び「取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。」旨を定款にて定めております。

株主総会決議に関する事項

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議によって、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨、定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

また、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性2名 (役員のうち女性の比率13.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	三宅 卓	1952年1月18日生	1977年4月 日本オリベッティ株式会社入社 1991年9月 当社入社 1992年6月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1995年5月 当社専務取締役 2000年10月 日本プライベートエクイティ株式会 社代表取締役副社長 2002年6月 当社取締役副社長営業本部長 2005年1月 日本プライベートエクイティ株式会 社取締役副社長 2006年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 2007年12月 株式会社矢野経済研究所取締役 (現任) 2008年6月 当社代表取締役社長(現任) 2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター取締 役(現任) 2018年1月 株式会社日本投資ファンド代表取締 役社長 2019年7月 株式会社ZUUM-A代表取締役(現任) 2020年6月 株式会社バトンス取締役(現任) 2021年4月 株式会社日本M&Aセンター分割準備会 社(現株式会社日本M&Aセンター)代表 取締役社長(現任) 2021年10月 一般社団法人M&A仲介協会代表理事 2022年2月 株式会社日本投資ファンド取締役(現 任) 2022年3月 一般社団法人M&A仲介協会理事(現任)	(注) 3	20,809,800
取締役 会長	分林 保弘	1943年8月28日生	1966年4月 日本オリベッティ株式会社入社 1991年4月 当社設立取締役 1992年6月 当社代表取締役社長 2000年10月 日本プライベートエクイティ株式会 社取締役(現任) 2008年6月 当社代表取締役会長 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター 代表取締役会長 2022年6月 当社取締役会長(現任) 株式会社日本M&Aセンター 取締役会長(現任)	(注) 3	8,615,400
専務取締役 管理本部長	榎木 孝磨	1962年10月15日生	1985年4月 大王製紙株式会社入社 1993年1月 当社入社 2000年6月 大和証券エスエムピーシー株式会 社入社 2005年3月 当社入社 2005年6月 当社取締役管理本部長 2008年6月 当社常務取締役管理本部長 2013年6月 日本プライベートエクイティ株式会 社監査役(現任) 2013年6月 当社専務取締役管理本部長 2017年4月 当社取締役副社長管理本部長 2019年10月 株式会社日本PMIコンサルティング監 査役(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター 取締役副社長管理本部長 2022年2月 当社専務取締役管理本部長(現任) 2022年2月 株式会社日本M&Aセンター 専務取締役管理本部長(現任)	(注) 3	1,019,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	大槻 昌彦	1970年7月23日生	1995年4月 株式会社住友銀行入行 2006年2月 当社入社 2009年4月 当社執行役員事業法人部長 2010年4月 当社執行役員法人事業本部長 2010年6月 当社取締役法人事業本部長 2013年4月 当社取締役法人事業本部長 2013年6月 当社常務取締役法人事業本部長 2015年4月 当社常務取締役営業本部長 2017年4月 当社専務取締役営業本部長 2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役 2019年12月 当社常務取締役(現任) 2020年2月 Nihon M&A Center Vietnam co., LTD 会長(現任) 2020年4月 株式会社日本PMIコンサルティング取締役 2020年6月 株式会社企業評価総合研究所取締役(現任) 株式会社事業承継ナビゲーター取締役(現任) 株式会社パトonz取締役 2021年8月 Nihon M&A Center Singapore Pte. Ltd.取締役(現任) Nihon M&A Center Malaysia Sdn. Bhd.取締役(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター常務取締役(現任) 2022年2月 株式会社日本投資ファンド代表取締役(現任)	(注) 3	44,500
取締役	竹内 直樹	1978年2月11日生	2007年4月 当社入社 2013年4月 当社事業法人部長 2014年4月 当社執行役員事業法人部長 2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター取締役 2017年4月 当社上席執行役員ダイレクト事業部長 2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役(現任) 2018年4月 当社上席執行役員戦略統括事業部長 2018年6月 当社取締役(現任) 当社戦略統括事業部長 2019年4月 当社取締役営業副本部長 戦略統括事業部長 2019年7月 株式会社ZUUM-A監査役 2019年12月 当社取締役営業本部長 戦略統括事業部長 2020年6月 当社常務取締役営業本部長 戦略統括事業部長 株式会社ZUUM-A取締役 2021年6月 株式会社ZUUM-A監査役(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター常務取締役 2022年2月 株式会社日本M&Aセンター取締役(現任)	(注) 3	195,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	渡部 恒郎	1983年9月22日生	2008年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2020年6月 2021年6月 2021年10月	当社入社 当社業界再編部長 当社執行役員業界再編部長 当社上席執行役員業種特化事業部長 当社取締役(現任) 当社業種特化事業部長 株式会社日本投資ファンド取締役 株式会社バトンス取締役(現任) 株式会社日本M&Aセンター取締役(現任)	(注)3	40,200
取締役 コーポレートアドバイザー統括部長	熊谷 秀幸	1973年10月24日生	1996年10月 2007年8月 2008年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年7月 2020年4月 2020年6月 2021年10月	監査法人中央会計事務所入所 当社入社 当社内部監査室長 当社コーポレートアドバイザー室 東京室長 株式会社企業評価総合研究所 代表取締役社長 当社執行役員コーポレートアドバイザー室長 当社上席執行役員案件サポート事業部長 株式会社企業評価総合研究所取締役 当社上席執行役員コーポレートアドバイザー統括部長 当社取締役(現任) 当社コーポレートアドバイザー統括部長 株式会社日本M&Aセンター取締役(現任)	(注)3	37,100
取締役	森 時彦	1952年7月17日生	1996年1月 1999年12月 2003年11月 2006年7月 2007年7月 2015年3月 2018年4月 2018年6月	日本GE株式会社取締役 General Electric Company アジアパシフィックテクノロジーディレクター テラデザイン株式会社代表取締役 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役(現任) 株式会社リバーサイド・パートナーズ代表取締役 株式会社ワイ・インターナショナル代表取締役 株式会社CAC Holdings社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)3	6,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	Anna Dingley	1974年9月11日生	1996年8月 外国青年招致事業(AJET)入社 1997年8月 京都リサーチパーク株式会社入社 1998年10月 Ingia(英国)設立 2004年10月 愛・地球博 英国パビリオン運営マネージャー 2006年12月 Bloomberg L.P入社 2007年12月 ロンドン証券取引所入所 TOKYO AIM事業開発ディレクター 2010年4月 JPモルガン証券株式会社入社 日本エクイティ部門ヴァイスプレジデント 2011年4月 同社 日本エクイティ部門エグゼクティブディレクター 2013年8月 Japan Connect.LTD設立 マネージングディレクター(現任) 2016年11月 SparkCogniton入社 英国代表 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役	竹内 美奈子	1961年1月17日生	1983年4月 日本電気株式会社入社 2003年1月 スタントンチェイスインターナショナル株式会社入社 2007年8月 同社代表取締役副社長 2013年8月 株式会社TM Future代表取締役(現任) 2015年9月 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事 2019年6月 株式会社滋賀銀行社外取締役(現任) 2019年8月 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 公益財団法人日本バスケットボール協会理事(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	Smith, Kenneth George	1961年1月8日生	1984年6月 C.Brewer & Co.株式会社入社 1986年8月 American Hawaii Cruises株式会社入社 1987年4月 Ernst & Young入社 1996年12月 Ernst & Young Japan転籍 1998年7月 同社コンサルティング部パートナー 2000年5月 テレコム・メディア・ネットワーク 日本代表 2002年10月 デロイトトーマツコンサルティング (現アビームコンサルティング株式会 社)エネルギー部門パートナー 2005年1月 KVH株式会社営業本部長 2008年5月 アーンストヤング・トランザクショ ン・アドバイザリー・サービス株式 会社経営統合部門担当パートナー 2010年6月 同社代表取締役兼社長 2015年12月 Ernst & Young転籍 アメリカズ・ク ロスポーダー担当 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役	錦戸 景一	1953年5月2日生	1985年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野・常松法律事務所 入所 1989年8月 米国グラス・マッカー・シャリ ル・アンド・ハロルド法律事務所入 所 1994年1月 光和総合法律事務所パートナー 1994年9月 株式会社廣澤精機製作所監査役(現 任) 1999年6月 日本ヒルトン株式会社社外監査役 2003年6月 パイオニア株式会社社外監査役 2005年6月 サイボー株式会社社外監査役(現任) 2017年1月 光和総合法律事務所代表弁護士(現 任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	平山 巖	1961年1月7日生	1984年4月 1998年2月 2004年7月 2007年3月 2010年4月 2012年4月 2017年4月 2018年4月 2020年6月 2021年10月	山一証券株式会社入社 日興コーディアル証券株式会社入社 いちよし証券株式会社入社 当社入社 企業開発部長 当社企業戦略部長 当社執行役員企業戦略部長 当社執行役員社員教育支援室長 株式会社日本CGパートナーズ(現株式 会社日本PMIコンサルティング)代表 取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社日本M&Aセンター監査役(現 任)	(注)4	67,000
取締役 (監査等委員)	山田 善則	1946年5月22日生	1969年4月 1999年4月 2003年4月 2008年6月 2012年10月 2013年6月 2014年11月 2016年6月 2018年7月	安田生命保険相互会社入社 安田生命保険相互会社常務取締役 株式会社ジャパン・コンファーム 代表取締役 みずほ信託銀行株式会社常勤監査役 株式会社日本APセンター取締役会 長 当社監査役 株式会社鉄人化計画社外取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社フィット取締役(監査等委 員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	松永 貴之	1981年4月6日生	2007年12月 2009年4月 2013年9月 2021年1月 2022年6月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 真法律会計事務所入所 南青山M's法律会計事務所設立 マイル法律事務所代表(現任) 株式会社前田社外取締役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
計						30,835,200

- (注) 1 取締役 森時彦、Anna Dingley、竹内美奈子、Smith, Kenneth George、錦戸景一、山田善則、松永貴之は、社外取締役であります。
- 2 取締役 森時彦、Anna Dingley、竹内美奈子、Smith, Kenneth George、錦戸景一、山田善則、松永貴之は、東京証券取引所が定める独立役員であります。
- 3 監査等委員以外の取締役の任期は、2022年6月23日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2022年6月23日選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
- 5 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を2022年6月23日開催の第31回定時株主総会において選任しております。
- 補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
志賀勝正 (1943年11月23日生)	1966年4月 持田製薬株式会社入社
	1994年4月 同社法務部長
	1997年9月 東海サービス株式会社取締役
	2000年7月 持田製薬株式会社総務部長
	2012年12月 当社監査役

社外役員の状況

当社の社外取締役は7名であります。

社外取締役森時彦氏は、様々な分野での経営者としての経験に加え、投資アドバイザー会社の代表取締役を務めた経験もあり、豊富なM & A経験を有しております。これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般およびファンド関連ビジネスについても助言をいただけることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。同氏は、株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングの代表取締役を務められており、当社の株式6,400株を所有しておりますが、当社と同氏及び同社とは、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は他の会社の社外役員を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考えます。

社外取締役Anna Dingley氏は、海外ビジネスについての十分な知見、TOKYO PRO Marketの前身であるTOKYO AIMの立上げに深く関与した経験を有しております。これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般およびグローバルな視点からのIRの在り方、ならびにコーポレートブランディング等についても助言をいただけることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。同氏は、Japan Connect.LTDのマネージングディレクターを務められておりますが、当社と同氏及び同社とは、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は他の会社の社外役員を兼任されておらず、独立性を有するものと考えます。

社外取締役竹内美奈子氏は、主にタレントマネジメントについて豊富な知識や経験を有しております。また、会社経営者としても十分な経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般への助言、および女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただけることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。同氏は、株式会社TM Futureの代表取締役を務められておりますが、当社と同氏及び同社とは、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は他の会社の社外役員を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考えます。

社外取締役Smith, Kenneth George氏は、主にクロスボーダーM & AやPMIについて豊富な知識や経験を有しております。また、会社経営者としても十分な経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びクロスボーダーM & AやPMIについて具体的な助言をいただけることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。また、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考えます。

社外取締役錦戸景一氏は、弁護士としての豊富な知識や経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びM & Aや企業法務関連の具体的な助言をいただけることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。同氏は、光和総合法律事務所の代表弁護士を務められておりますが、当社と同氏及び同所とは、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は他の会社の社外監査役を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考えます。

社外取締役山田善則氏は、大手金融機関の取締役及び監査役経験者であり、その在任中に培ってきた知識・見地を有していることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。また、同氏は他の会社の社外役員を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考えます。

社外取締役松永貴之氏は、中小企業のM & Aや事業承継について弁護士として関与した豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・能力等を当社グループの経営全般の質的向上及び監査に活かしていただけることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけるものと考えております。同氏は、マイル法律事務所の代表を務められておりますが、当社と同氏及び同所とは、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は他の会社の社外役員を兼任されておりますが、当該兼任先と当社との間に、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考えます。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めております。当社は、経営の監督機能を充実させるため、社外取締役の選任に際しては、当社グループの出身者、大株主、大口取引先関係者、重要な利害関係者の何れにも該当しない高い独立性を保持し、企業経営の経験者又は専門性を有する方が望まれます。

当社の社外取締役は、これらの要件を満たしており、また当社の組織規模から勘案して適切な人数であります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査法人が行う監査の状況を適宜ヒアリングすることをはじめとして、定期的に意見交換・情報交換を行い密に連携いたします。

当社では内部監査室、監査法人及び監査等委員が相互に連携して、内部統制を常に検証する体制を整えております。

社外取締役に対して必要な報告・連絡につきましては、管理本部長及び常勤監査等委員が適宜実施し、情報格差が生じないサポート体制を構築いたします。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は、取締役（常勤監査等委員）が1名、社外取締役（監査等委員）が2名の合計3名で構成されております。

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し法令遵守の状況等を常に確認するほか、重要書類の閲覧や業務進捗状況の聴取を行い、業務監査、会計監査等、業務執行上の監査を行う体制としております。

また、会計監査人や内部監査担当者と定期的に情報交換を行うなど、連携した経営監視体制を整えるものとします。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回以上開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
平山 巖	22	22
木下 直樹	22	22
山田 善則	22	22

監査等委員会における主な検討事項として、内部統制システムの有効性の確保、機密保持とディスクロージャーの信頼性の確保、グループ統制の実効性の確保からなる業務監査及び売上高の期間帰属、会計監査人の監査の方法の監査からなる会計監査等が挙げられます。

また、常勤の監査等委員の活動として、期初に「年度監査方針、監査計画」を作成し、監査計画に基づいた期中監査を実施しております。取締役会、経営方針発表会、営業会議、リスクマネジメント委員会などの重要会議に出席ほか、取締役会議事録、稟議書などの重要書類の閲覧を実施し、会計監査人、内部監査室の往査の立会いや法務室との連絡会、グループ報告会にも出席しております。

内部監査の状況

内部監査については内部監査室2名が担当しております。

当社では業務執行上の内部監査制度を導入しており、業務執行においては法令や規程の遵守及び業務の標準化・効率化を常にチェックする体制としております。

内部監査室と監査法人及び監査等委員との連携について

当社では内部監査室、監査法人及び監査等委員が相互に連携して、内部統制を常に検証する体制を整えております。内部監査については監査等委員が確認・フォローアップを行い、併せて監査法人に内容を報告しております。監査法人の会計監査については監査等委員が確認をしております。

また、管理本部は、内部監査室、監査法人及び監査等委員に、内部統制の状況について報告を行い、監査を受けております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

18年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 中安正、杉原伸太郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他13名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の会社法等関連法令違反、独立性、専門性、職務執行状況、その他の諸般の事情を総合的に判断して、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとしま

す。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、監査法人の評価基準を策定し、独立性と専門性を確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	1	122	
連結子会社				
計	25	1	122	

当連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査報酬75百万円を含んでおります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上で定めております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬の基本方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、役位、在位年数、業績への貢献度等を考慮して株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。種類別の報酬割合及び個人別の報酬額等については、報酬諮問委員会において審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額に関する株主総会の決議は2021年6月24日であり、その内容は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額12億円以内(うち社外取締役は年額8千万円以内)と決議しております。当該決議にかかる会社役員の数数は10名となっております。

当社の監査等委員である取締役の報酬額に関する株主総会の決議は2016年6月24日であり、その内容は、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内と決議しております。当該決議に係る会社役員の数数は3名となっております。

しかしながら、会社役員の数数については、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化、及び取締役会の監督機能の充実に図り、これにより企業価値の向上に資することを目的として、2022年6月23日開催の株主総会にて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を10名以内から15名以内に、監査等委員である取締役の員数を5名以内から7名以内にそれぞれ改定しました。

b. 業績連動報酬に係る指標

当社は、事業成績を最も適切にあらわすことができる指標として、連結経常利益を指標として選択しております。この連結経常利益の達成水準を指標とし、実支給額の決定にあたっては、過半数を社外取締役(監査等委員である社外取締役を含む。)で構成する報酬諮問委員会(以下「報酬諮問委員会」といいます。)において各取締役の業績連動報酬額について審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において支給額を決定いたします。

なお、当連結会計年度においては、通期業績予想の経常利益18,000百万円に対して、連結経常利益は16,864百万円(予算達成率93.7%)となっており、当社取締役へ業績連動報酬を支給しておりません。

c. 取締役会及び報酬諮問委員会の報酬に関する活動内容

報酬諮問委員会は、取締役の諮問機関として、取締役全員の報酬支払方法や報酬等について議論及び意見交換を行い、取締役会へ適時適切な報告を行うこととしております。

また、取締役の個別報酬額に関する報酬諮問委員会からの提案及び取締役会における決定については以下のとおりであります。

- ・2022年5月13日 報酬諮問委員会：取締役の固定報酬額の提案
- ・2022年6月23日 取締役会：取締役の固定報酬額の決定

d. 役員区分ごとの種類別報酬割合

	役員報酬の構成比				合計
	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	100.0%	0.0%			100%
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	100.0%	0.0%			
社外役員	100.0%	0.0%			

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	344	344				7
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	14	14				1
社外役員	39	39				5

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的以外の目的で株式を保有する際の基本方針は、投資対象会社との業務提携、案件獲得、業容拡大等を通じて当社グループのM & A 仲介事業におけるシナジー効果が発揮され、当社グループの企業価値向上に資することとしております。株式を保有する際には、有価証券運用規程、稟議規程、職務権限規程に則り、これを遵守し運用しております。

保有目的が純投資目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社である株式会社日本M & Aセンターについては、以下のとおりであります。

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会において、主要な政策保有株式については、そのリスクとリターン等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証を行い、継続保有の是非を検討し、保有の妥当性が認められない場合には縮減してまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	14	81,750
非上場株式以外の株式	1	1,234,000

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	6	400
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社青山財産ネットワークス	1,000,000	500,000	企業オーナー様の経営承継と財産承継という2つの事業承継コンサルティングニーズに共同で応えるため、保有しております。これにより、M & A 総合企業としての当社グループの価値を高めているものと当社では認識しております。なお、株式数の増加は株式分割によるものです。	無
	1,234,000	800,000		

(注) 定量的な保有効果については、記載が困難であります。保有の合理性の検証方法については、「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載のとおり、取締役会において、個別の銘柄ごとに保有効果を検証しております。

みなし保有株式

該当はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当はありません。

提出会社における株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務としております。当社が保有する株式はすべて関係会社株式であり、純投資目的もしくは純投資目的以外の目的の株式は保有していません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の動向を適宜把握し、その理解に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,863,754	47,303,408
売掛金	3,049,570	1,460,003
前払費用	330,761	419,422
その他	89,707	792,951
流動資産合計	46,333,793	49,975,785
固定資産		
有形固定資産		
建物	562,504	594,309
減価償却累計額	237,319	279,569
建物(純額)	325,184	314,740
その他	525,816	624,830
減価償却累計額	318,199	363,715
その他(純額)	207,616	261,115
有形固定資産合計	532,801	575,855
無形固定資産	186,934	230,947
投資その他の資産		
投資有価証券	1 5,235,712	1 6,449,837
繰延税金資産	613,726	505,457
長期預金	6,659	7,264
その他	1,200,808	1,174,035
投資その他の資産合計	7,056,907	8,136,595
固定資産合計	7,776,643	8,943,399
資産合計	54,110,437	58,919,184
負債の部		
流動負債		
買掛金	550,807	560,867
1年内返済予定の長期借入金	500,000	-
未払費用	2,103,072	1,976,488
未払法人税等	3,350,413	2,168,560
契約負債	-	433,610
前受金	171,920	-
預り金	151,507	173,589
賞与引当金	234,415	307,284
役員賞与引当金	371,000	-
その他	1,595,328	1,910,766
流動負債合計	9,028,464	7,531,166
固定負債		
長期未払金	391,507	362,015
固定負債合計	391,507	362,015
負債合計	9,419,971	7,893,181

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,780,010	3,785,441
資本剰余金	3,643,087	3,648,519
利益剰余金	41,839,006	47,822,611
自己株式	4,962,264	4,962,928
株主資本合計	44,299,840	50,293,642
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	152,956	446,881
為替換算調整勘定	1,174	2,624
その他の包括利益累計額合計	151,781	449,506
新株予約権	23,420	16,123
非支配株主持分	215,423	266,729
純資産合計	44,690,465	51,026,002
負債純資産合計	54,110,437	58,919,184

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	34,795,191	1 40,401,573
売上原価	13,576,578	16,258,217
売上総利益	21,218,612	24,143,355
販売費及び一般管理費	2 5,882,600	2 7,713,252
営業利益	15,336,011	16,430,102
営業外収益		
受取補償金	7,563	2,404
受取利息	3,546	9,623
受取配当金	29,175	28,000
投資事業組合運用益	-	226,986
持分法による投資利益	107,097	111,893
為替差益	-	3,058
補助金収入	-	48,862
雑収入	-	20,409
その他	8,561	7,254
営業外収益合計	155,944	458,493
営業外費用		
支払利息	3,863	593
投資事業組合運用損	14,511	-
為替差損	1,933	-
支払手数料	2,830	-
雑損失	185	23,939
営業外費用合計	23,324	24,532
経常利益	15,468,631	16,864,064
特別利益		
固定資産売却益	3 27	3 2,355
投資有価証券売却益	4 148,536	4 399
特別利益合計	148,563	2,755
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	-	205,494
投資有価証券売却損	5 1,022	-
特別損失合計	1,022	205,494
税金等調整前当期純利益	15,616,173	16,661,325
法人税、住民税及び事業税	5,101,380	5,233,687
法人税等調整額	183,131	60,712
法人税等合計	4,918,248	5,172,974
当期純利益	10,697,924	11,488,350
非支配株主に帰属する当期純利益	18,983	50,789
親会社株主に帰属する当期純利益	10,678,940	11,437,560

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
当期純利益	10,697,924	11,488,350
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	97,161	293,925
為替換算調整勘定	773	4,315
その他の包括利益合計	96,387	298,241
包括利益	10,794,312	11,786,591
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,775,457	11,735,285
非支配株主に係る包括利益	18,854	51,305

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,583,397	2,428,864	35,753,654	4,962,264	35,803,651
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,196,613	1,196,613			2,393,226
剰余金の配当			4,593,588		4,593,588
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		17,610			17,610
親会社株主に帰属する当期純利益			10,678,940		10,678,940
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,196,613	1,214,223	6,085,352	-	8,496,188
当期末残高	3,780,010	3,643,087	41,839,006	4,962,264	44,299,840

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	55,795	530	55,264	35,179	49,014	35,943,109
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						2,393,226
剰余金の配当						4,593,588
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						17,610
親会社株主に帰属する当期純利益						10,678,940
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97,161	644	96,516	11,758	166,409	251,167
当期変動額合計	97,161	644	96,516	11,758	166,409	8,747,355
当期末残高	152,956	1,174	151,781	23,420	215,423	44,690,465

当連結会計年度(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,780,010	3,643,087	41,839,006	4,962,264	44,299,840
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5,431	5,431			10,862
剰余金の配当			5,453,956		5,453,956
親会社株主に帰属する当期純利益			11,437,560		11,437,560
自己株式の取得				664	664
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,431	5,431	5,983,604	664	5,993,802
当期末残高	3,785,441	3,648,519	47,822,611	4,962,928	50,293,642

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	152,956	1,174	151,781	23,420	215,423	44,690,465
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						10,862
剰余金の配当						5,453,956
親会社株主に帰属する当期純利益						11,437,560
自己株式の取得						664
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	293,925	3,799	297,725	7,296	51,305	341,734
当期変動額合計	293,925	3,799	297,725	7,296	51,305	6,335,537
当期末残高	446,881	2,624	449,506	16,123	266,729	51,026,002

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,616,173	16,661,325
減価償却費	118,922	142,561
のれん償却額	21,387	22,059
賞与引当金の増減額(は減少)	55,398	72,868
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24,000	371,000
受取利息及び受取配当金	32,721	37,623
支払利息	3,863	593
固定資産売却損益(は益)	27	2,355
為替差損益(は益)	1,248	4,960
持分法による投資損益(は益)	107,097	111,893
投資有価証券売却損益(は益)	147,514	399
過年度決算訂正関連費用	-	205,494
売上債権の増減額(は増加)	672,450	1,589,704
前払費用の増減額(は増加)	52,305	88,618
仕入債務の増減額(は減少)	85,940	8,895
未払費用の増減額(は減少)	660,242	126,677
前受金の増減額(は減少)	72,345	171,920
契約負債の増減額(は減少)	-	433,366
預り金の増減額(は減少)	6,039	21,996
長期未払金の増減額(は減少)	25,612	29,492
敷金及び保証金の増減額(は増加)	310,856	29,072
未収消費税等の増減額(は増加)	-	656,631
その他	629,013	202,309
小計	15,813,254	17,384,056
利息及び配当金の受取額	43,883	89,401
利息の支払額	3,869	596
過年度決算訂正関連費用の支払額	-	106,424
法人税等の支払額	4,394,558	6,266,452
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,458,711	11,099,984
投資活動によるキャッシュ・フロー		
譲渡性預金の純増減額(は増加)	1,700,000	-
有形固定資産の取得による支出	87,767	165,390
無形固定資産の取得による支出	51,994	89,397
投資有価証券の取得による支出	2,733,026	873,857
投資有価証券の売却による収入	299,004	400
出資金の分配による収入	80,178	383,941
定期預金の預入による支出	100,791	2,999
定期預金の払戻による収入	23,200,971	1,000,000
関係会社株式の取得による支出	7,500	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	19,063	-
その他	6,583	17,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,324,721	270,480
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,383,862	10,820
自己株式の取得による支出	-	664
長期借入金の返済による支出	1,056,372	500,000
配当金の支払額	4,593,588	5,453,956
非支配株主からの払込みによる収入	170,150	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,095,947	5,943,800

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,449	10,463
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	30,685,036	5,437,128
現金及び現金同等物の期首残高	11,178,717	41,863,754
現金及び現金同等物の期末残高	41,863,754	47,300,883

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社日本M & A センター

株式会社経営プランニング研究所

株式会社企業評価総合研究所

株式会社日本P M I コンサルティング

株式会社バトンズ

その他5社

当連結会計年度において、当社は持株会社体制に移行し、当社のM & A 仲介事業を会社分割により承継した「株式会社日本M & A センター」を連結の範囲に含めております。

なお、持株会社体制への移行に際し、当社は「株式会社日本M & A センターホールディングス」に商号変更いたしました。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 7社

会社等の名称

日本プライベートエクイティ株式会社

株式会社矢野経済研究所

株式会社事業承継ナビゲーター

株式会社日本投資ファンド

日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合

株式会社サーチファンド・ジャパン

サーチファンド・ジャパン第1号投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社みらい会計コンサルティング

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、その他3社の決算日は12月31日であり、連結決算日(3月31日)と異なっておりますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないので、連結財務諸表の作成にあたっては当該子会社の事業年度の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結財務諸表書類作成上必要な調整を行っております。

4 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

5 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

定額法による償却原価法によっております。

b その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

(市場価格のない株式等)

主として移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～39年

その他 2～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率による繰入額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM & A 仲介事業であり、その各サービスの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

譲渡企業関連報酬として企業評価料、案件化料、譲受企業関連報酬として情報提供料、業務中間報酬、譲渡・譲受企業双方に関連する報酬として成功報酬があります。

譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M & A 取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還日の到来する短期投資からなっております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。各サービスにおける収益の認識時点については、譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M & A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

ただし、上述した収益の認識時点は、収益認識会計基準の適用以前より計上していた収益の認識時点と相違がないため、結果として、当連結会計年度の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益について、金額的影響はございません。また、利益剰余金の当期首残高についても、金額的影響はございません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(不正な財務報告の訂正)

当社及び当社の連結子会社である株式会社日本M & A センターの売上の期間帰属等に関して過去の社内報告に一部不適切な報告があることが判明したため、社内調査を進めておりましたが、その調査の過程において当社グループの従業員による不適切な業務執行を含む内部統制上の問題が存在する疑義が生じました。そのため当社は外部の弁護士・公認会計士を含む調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

その結果、2022年2月14日に調査委員会から2016年4月以降の当社の売掛金計上された全案件のうち、2018年4月以降において83件が期ずれ等により不適切に会計処理がなされていたとの報告を受けました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表等で対象となる部分について、それぞれ訂正を行い、訂正報告書を提出しております。

これらの訂正の結果、2021年3月期の連結財務諸表において、訂正前と比較して売上高が1,335,275千円、営業利益が1,072,181千円、経常利益が1,072,181千円、親会社株主に帰属する当期純利益が736,877千円、総資産が1,448,203千円、純資産が736,877千円それぞれ減少しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券(株式)	699,902千円	819,906千円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	377,516千円	465,870千円
役員賞与引当金繰入額	371,000千円	- 千円
賞与引当金繰入額	13,732千円	16,674千円
地代家賃	1,013,871千円	1,264,879千円
支払手数料	775,815千円	1,104,826千円
広告宣伝費	861,389千円	1,718,195千円

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
車両運搬具	27千円	2,355千円

- 4 投資有価証券売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券	148,536千円	399千円

- 5 投資有価証券売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券	1,022千円	- 千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	287,515千円	462,907千円
組替調整額	147,514千円	- 千円
税効果調整前	140,001千円	462,907千円
税効果額	42,840千円	168,981千円
その他有価証券評価差額金	97,161千円	293,925千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	773千円	4,315千円
その他の包括利益合計	96,387千円	298,241千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	166,065,200	2,203,200		168,268,400

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2021年3月期期末の発行済株式数は、当該株式分割前の株式数であります。

これを仮に当該株式分割後に換算しますと、2021年3月期期末の発行済株式数は336,536,800株となります。

(変動事由の概要)

新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加 2,203,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,002,404			3,002,404

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2021年3月期期末の自己株式数は、当該株式分割前の株式数であります。

これを仮に当該株式分割後に換算しますと、2021年3月期期末の自己株式数は6,004,808株となります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式				42	
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式				23,377	
合計						23,420	

(注) 1 2017年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,445,941千円	15円00銭	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	2,147,646千円	13円00銭	2020年9月30日	2020年12月7日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2020年3月期の1株当たり配当額及び2021年3月期第2四半期末の1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額であります。

これを仮に当該株式分割後に換算しますと、2020年3月期期末の1株当たり配当額は7円50銭、2021年3月期第2四半期末の1株当たり配当額は6円50銭となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,478,989千円	15円00銭	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2021年3月期の1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額であります。

これを仮に当該株式分割後に換算しますと、2021年3月期期末の1株当たり配当額は7円50銭となります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	168,268,400	168,288,400	-	336,556,800

(変動事由の概要)

2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行ったことによる増加 168,268,400株
新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加 20,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,002,404	3,002,615	-	6,005,019

(変動事由の概要)

2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行ったことによる増加 3,002,404株
単元未満株の買い取りによる増加 211株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					16,123
合計							16,123

(注) 1 2017年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,478,989千円	15円00銭	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	2,974,966千円	9円00銭	2021年9月30日	2021年12月6日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2021年3月期の1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額であります。

これを仮に当該株式分割後に換算しますと、2021年3月期期末の1株当たり配当額は7円50銭となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,974,966千円	9円00銭	2022年3月31日	2022年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	42,863,754千円	47,303,408千円
計	42,863,754千円	47,303,408千円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,000,000千円	2,525千円
現金及び現金同等物	41,863,754千円	47,300,883千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	1,176,676千円	1,185,376千円
1年超	1,734,517千円	649,265千円
計	2,911,194千円	1,834,642千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、買掛金、未払法人税等は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内に決済されるものであります。当社では取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

投資有価証券は、株式及び満期保有目的の債券であり、定期的に時価を把握しております。

長期預金は、定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金)は自己株式取得に係る資金調達です。長期借入金(1年内返済予定の長期借入金)は変動金利であるため、金利の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達については、定期的に金利の状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1)売掛金	3,049,570	3,049,570	-
(2)投資有価証券	2,833,185	2,810,440	22,745
(3)買掛金	(550,807)	(550,807)	-
(4)未払法人税等	(3,350,413)	(3,350,413)	-
(5)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金)	(500,000)	(499,812)	187

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金及び預金

現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(1)売掛金

全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所等の価格によっており、債券は取扱金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(3)買掛金及び(4)未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金)

これらの時価については、借入金の借入期間及び借入利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注)2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,402,526千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	42,863,754	-	-	-
売掛金	3,049,570	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債等)	-	2,000,000	-	-

(注) 4 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金)の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金)	500,000	-	-	-

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、買掛金、未払法人税等は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内に決済されるものであります。当社では取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

投資有価証券は、株式及び満期保有目的の債券であり、定期的に時価を把握しております。

長期預金は、定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達については、定期的に金利の状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	3,358,833	3,334,587	24,246

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等及び組合等への出資金は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	901,657
組合等への出資金	2,189,346

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	47,303,408	-	-	-
売掛金	1,460,003	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債等)	-	2,000,000	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,234,000	-	-	1,234,000
資産計	1,234,000	-	-	1,234,000

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は100,387千円となります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	2,000,200	-	2,000,200
資産計	-	2,000,200	-	2,000,200

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	2,033,185	2,010,440	22,745
合計	2,033,185	2,010,440	22,745

2 その他有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	800,000	588,450	211,549
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	800,000	588,450	211,549
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	800,000	588,450	211,549

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	199,526	148,536	-
債券	-	-	-
その他	99,477	-	1,022
合計	299,004	148,536	1,022

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	2,024,446	2,000,200	24,246
合計	2,024,446	2,000,200	24,246

2 その他有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,234,000	588,450	645,549
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	1,234,000	588,450	645,549
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	100,387	103,000	2,613
小計	100,387	103,000	2,613
合計	1,334,387	691,450	642,936

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出年金制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結事業年度は64,150千円であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出年金制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結事業年度は79,224千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額又は利益計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、2018年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1)ストック・オプションの内容

2015年4月9日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年4月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 170
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 10,000
権利確定条件	<p>本新株予約権は、有価証券報告書に記載の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益が下記()乃至()に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行うことが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。</p> <p>() 2016年3月期もしくは2017年3月期のいずれかの期に80億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>() 2018年3月期に90億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>() 2019年3月期に100億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能</p> <p>ただし、2016年3月期乃至2019年3月期の経常利益が60億円を下回った場合、上記()乃至()にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記の条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月30日～2021年6月29日

2017年10月30日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 289
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,596,600
権利確定条件	<p>本新株予約権は、有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（ ）乃至（ ）に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。</p> <p>（ ）2019年3月期に115億円を超過し、且つ2020年3月期に125億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>（ ）2021年3月期に135億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>（ ）2022年3月期に150億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能</p> <p>ただし、2019年3月期乃至2022年3月期の経常利益が90億円を下回った場合、上記（ ）乃至（ ）にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで退職・退任した者は権利行使することができず、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記の条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年7月1日～2024年6月30日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

()2015年4月9日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年4月9日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	2,222,800
権利確定(株)	
権利行使(株)	2,203,200
失効(株)	9,600
未行使残(株)	10,000

()2017年10月30日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年10月30日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	3,958,800
付与(株)	
失効(株)	362,200
権利確定(株)	
未確定残(株)	3,596,600
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

()2015年4月9日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年4月9日
権利行使価格	1株当たり1,082円
行使時平均株価	4,961円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり1,700円

()2017年10月30日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年10月30日
権利行使価格	1株当たり2,745円
行使時平均株価	
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり1,300円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 ストック・オプションに係る費用計上額又は利益計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、2018年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1)ストック・オプションの内容

2015年4月9日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年4月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社及び当社子会社の従業員 170
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 0
権利確定条件	<p>本新株予約権は、有価証券報告書に記載の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益が下記()乃至()に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行うことが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>()2016年3月期もしくは2017年3月期のいずれかの期に80億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>()2018年3月期に90億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>()2019年3月期に100億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能</p> <p>ただし、2016年3月期乃至2019年3月期の経常利益が60億円を下回った場合、上記()乃至()にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記の条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月30日～2021年6月29日

2017年10月30日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社及び当社子会社の従業員 289
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 4,961,200
権利確定条件	<p>本新株予約権は、有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（ ）乃至（ ）に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。</p> <p>（ ）2019年3月期に115億円を超過し、且つ2020年3月期に125億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>（ ）2021年3月期に135億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能</p> <p>（ ）2022年3月期に150億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能</p> <p>ただし、2019年3月期乃至2022年3月期の経常利益が90億円を下回った場合、上記（ ）乃至（ ）にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで退職・退任した者は権利行使することができず、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記の条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年7月1日～2024年6月30日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

()2015年4月9日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年4月9日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	20,000
権利確定(株)	
権利行使(株)	20,000
失効(株)	
未行使残(株)	

()2017年10月30日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年10月30日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	7,193,200
付与(株)	
失効(株)	2,232,000
権利確定(株)	4,961,200
未確定残(株)	
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	4,961,200
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	4,961,200

単価情報

()2015年4月9日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年4月9日
権利行使価格	1株当たり541円
行使時平均株価	2,725円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり1,700円

()2017年10月30日の取締役会の決定により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年10月30日
権利行使価格	1株当たり1,373円
行使時平均株価	
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり1,300円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金(資本剰余金)に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	198,047千円	216,559千円
賞与引当金	72,329千円	106,161千円
未払給与	163,884千円	131,807千円
長期未払金	110,776千円	110,776千円
税務上の繰越欠損金	42,910千円	30,625千円
その他	140,172千円	145,950千円
繰延税金資産小計	728,121千円	741,881千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	42,910千円	- 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,042千円	- 千円
評価性引当額小計(注)	46,952千円	- 千円
繰延税金資産合計	681,168千円	741,881千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	67,441千円	236,423千円
繰延税金負債合計	67,441千円	236,423千円
繰延税金資産の純額	613,726千円	505,457千円

(注) 評価性引当額が46,952千円減少しております。この減少の主な内容は、連結子会社株式会社バトンズにおいて将来の課税所得の見込み等により、翌年度以降に全額回収可能と判断した結果、評価性引当額が全額減少したことによるものであります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年6月24日開催の定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、M & A 仲介事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社日本M & A センター分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は商号を「株式会社日本M & A センターホールディングス」に、株式会社日本M & A センター分割準備会社は「株式会社日本M & A センター」に、それぞれ変更いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称及び内容 M & A 仲介事業

(2) 企業結合日

2021年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社日本M & A センターを承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社日本M & A センターホールディングス（2021年10月1日付で株式会社日本M & A センターから商号変更）

承継会社：株式会社日本M & A センター（2021年10月1日付で株式会社日本M & A センター分割準備会社から商号変更）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループはこれまで“世界No.1のM & A 総合企業”を目指し、M & A 仲介事業を中心として企業

評価・財産承継・PMI・オンライン事業承継マッチングサービス・経営者向けメディア・PEファンドなど、それぞれの領域に特化した子会社や関連会社を設立し、グループ企業としての事業領域を拡大し続けてまいりました。このような背景の下、当社は創業30周年の節目に当たり、当社グループの今後のさらなる成長と発展に向け、以下の目的をもって純粋持株会社体制に移行することといたしました。

・グループ各社のさらなる発展

グループ各社の権限を明確にし、その意思決定を迅速にする一方、グループ会社の業績責任を明確にすることで、グループ各社がその権限と責任に基づきさらなる成長と発展をすることを目指します。

・グループ各社における優秀な経営者人材の育成

グループ各社に権限を委譲することにより、グループ各社において、その経営を通し優秀な経営者人材を育成し、これにより、グループ全体の人材価値向上を目指します。

・当社グループの企業価値の最大化

グループ全体の統一的な戦略策定、経営資源の横断的・効率的な活用と最適配分を行い、グループシナジーを発揮することにより、当社グループの企業価値の最大化を目指します。

・当社グループの国内外でのさらなる発展

M & Aによるグループの拡大、新規分野への進出等により、当社グループについて、国内外でのさらなる発展を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
提携仲介契約締結時報酬	3,498,900
業務中間報酬	3,160,768
成功報酬	31,016,594
その他M & A コンサルティング報酬	1,131,653
その他	1,593,656
合計	40,401,573

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

M & A 仲介事業の各サービスの主な収益は、譲渡企業関連報酬として企業評価料、案件化料、譲受企業関連報酬として情報提供料、業務中間報酬、譲渡・譲受企業双方に関連する報酬として成功報酬があります。

譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M & A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、他の資産と区分しておりません。顧客との契約から生じた債権については適切な科目として売掛金で連結貸借対照表に表示しております。また、契約負債もその他の負債と区分して、適切な科目として契約負債で連結貸借対照表に表示しております。したがって、契約資産及び契約負債の残高等の記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、M & Aコンサルティング事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループの事業セグメントは、M & Aコンサルティング事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2. 役員

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	分林 保弘			当社代表取締役	被所有 直接 3.04		新株予約権の行使	88,291		
役員	三宅 卓			当社代表取締役	被所有 直接 6.53		新株予約権の行使	88,291		
役員	榎木 孝麿			当社取締役	被所有 直接 0.30		新株予約権の行使	62,323		
役員	大槻 昌彦			当社取締役	被所有 直接 0.02		新株予約権の行使	51,936		
役員	竹内 直樹			当社取締役	被所有 直接 0.05		新株予約権の行使	36,355		
役員	平山 巖			当社取締役	被所有 直接 0.02		新株予約権の行使	36,355		
役員	渡部 恒郎			当社取締役	被所有 直接 0.01		新株予約権の行使	31,161		
役員	熊谷 秀幸			当社取締役	被所有 直接 0.01		新株予約権の行使	31,161		
重要な子会社の役員	大山 敬義			子会社代表取締役	被所有 直接 0.03		新株予約権の行使	51,936		
重要な子会社の役員	米澤 恭子			子会社代表取締役			新株予約権の行使	23,371		
重要な子会社の役員	渡邊 大晃			子会社代表取締役	被所有 直接 0.00		新株予約権の行使	25,968		

(注) 新株予約権の行使は、2015年4月開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2. 役員

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	134円49銭	153円51銭
1株当たり当期純利益	32円46銭	34円60銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	32円12銭	34円23銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	10,678,940	11,437,560
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	10,678,940	11,437,560
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	329,001,542	330,546,891
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,436,489	3,622,341
(うち新株予約権(株))	(3,436,489)	(3,622,341)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要		

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	44,690,465	51,026,002
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	238,844	282,853
(うち新株予約権(千円))	(23,420)	(16,123)
(うち非支配株主持分(千円))	(215,423)	(266,729)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	44,451,621	50,743,149
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(株)	330,531,992	330,551,781

3 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額は、2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	500,000	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	500,000	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	11,727,996	23,420,137	34,273,287	40,401,573
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	5,762,461	11,543,791	15,646,062	16,661,325
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	3,895,637	7,821,633	10,502,345	11,437,560
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	11.79	23.66	31.77	34.60

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	11.79	11.88	8.11	2.83

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,734,698	32,396,691
売掛金	2,987,075	-
前払費用	329,840	7
未収入金	407,579	71,363
その他	101,732	751,672
流動資産合計	45,560,926	33,219,734
固定資産		
有形固定資産		
建物	562,014	15,144
減価償却累計額	236,885	2,066
建物(純額)	325,128	13,078
車両運搬具	31,739	-
減価償却累計額	20,719	-
車両運搬具(純額)	11,020	-
工具、器具及び備品	468,649	-
減価償却累計額	292,403	-
工具、器具及び備品(純額)	176,245	-
土地	10,092	1,176
有形固定資産合計	522,487	14,254
無形固定資産		
借地権	889	-
ソフトウェア	27,260	-
のれん	108,750	-
その他	471	-
無形固定資産合計	137,372	-
投資その他の資産		
投資有価証券	4,050,157	-
その他の関係会社有価証券	485,532	-
関係会社株式	361,978	516,032
長期貸付金	85,000	-
長期前払費用	1,247	15
繰延税金資産	683,923	258,043
敷金及び保証金	1,165,734	3,187
その他	13,000	12,000
投資その他の資産合計	6,846,574	789,279
固定資産合計	7,506,434	803,533
資産合計	53,067,360	34,023,267

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	637,173	-
1年内返済予定の長期借入金	500,000	-
未払金	638,743	341,086
未払費用	2,055,194	27,176
未払法人税等	3,292,727	169,439
未払消費税等	844,358	-
前受金	168,610	-
預り金	149,848	8,031
賞与引当金	211,523	-
役員賞与引当金	371,000	-
その他	43,308	-
流動負債合計	8,912,487	545,734
固定負債		
長期未払金	362,015	362,015
固定負債合計	362,015	362,015
負債合計	9,274,502	907,749
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,780,010	3,785,441
資本剰余金		
資本準備金	3,558,167	3,563,598
資本剰余金合計	3,558,167	3,563,598
利益剰余金		
利益準備金	21,750	21,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	41,218,819	30,691,533
利益剰余金合計	41,240,569	30,713,283
自己株式	4,962,264	4,962,928
株主資本合計	43,616,481	33,099,394
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	152,956	-
評価・換算差額等合計	152,956	-
新株予約権	23,420	16,123
純資産合計	43,792,858	33,115,518
負債純資産合計	53,067,360	34,023,267

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
売上高	1 34,336,948	1 22,768,810
営業収益	-	338,729
売上高及び営業収益合計	34,336,948	23,107,539
売上原価	1 13,497,998	1 7,615,616
売上総利益	20,838,949	15,491,923
販売費及び一般管理費	5,662,594	3,261,822
営業費用	-	490,189
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計	1、 2 5,662,594	1、 2 3,752,012
営業利益	15,176,355	11,739,911
営業外収益		
受取補償金	7,563	2,404
受取利息	4,011	1 6,308
受取配当金	1 49,053	1 83,952
為替差益	-	12,418
その他	5,413	15,618
営業外収益合計	66,041	120,702
営業外費用		
支払利息	3,712	589
投資事業組合運用損	1 49,862	1 21,877
為替差損	1,749	-
支払手数料	2,793	-
その他	184	18,726
営業外費用合計	58,303	41,193
経常利益	15,184,092	11,819,420
特別利益		
固定資産売却益	-	3 1,942
投資有価証券売却益	4 148,536	4 399
特別利益合計	148,536	2,342
特別損失		
投資有価証券売却損	5 1,022	-
過年度決算訂正関連費用	-	205,494
特別損失合計	1,022	205,494
税引前当期純利益	15,331,607	11,616,268
法人税、住民税及び事業税	5,038,593	3,209,677
法人税等調整額	166,010	283,248
法人税等合計	4,872,582	3,492,925
当期純利益	10,459,024	8,123,342

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	1	8,130,072	60.2	3,904,773	51.3
経費	2	5,367,925	39.8	3,710,843	48.7
当期売上原価		13,497,998	100.0	7,615,616	100.0

(注)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<p>1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>給与 6,843,420千円</p> <p>賞与 412,723千円</p> <p>賞与引当金繰入額 198,754千円</p> <p>法定福利費 614,468千円</p> <p>2 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>案件紹介料 4,361,677千円</p> <p>旅費交通費 816,384千円</p>	<p>1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>給与 3,369,503千円</p> <p>賞与 132,694千円</p> <p>賞与引当金繰入額 -千円</p> <p>法定福利費 372,693千円</p> <p>2 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>案件紹介料 3,226,781千円</p> <p>旅費交通費 484,061千円</p>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,583,397	2,361,554	2,361,554	21,750	35,353,383	35,375,133	4,962,264	35,357,819
当期変動額								
会社分割による減少								-
新株の発行(新株予 約権の行使)	1,196,613	1,196,613	1,196,613					2,393,226
剰余金の配当					4,593,588	4,593,588		4,593,588
当期純利益					10,459,024	10,459,024		10,459,024
自己株式の取得								-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								
当期変動額合計	1,196,613	1,196,613	1,196,613	-	5,865,436	5,865,436	-	8,258,662
当期末残高	3,780,010	3,558,167	3,558,167	21,750	41,218,819	41,240,569	4,962,264	43,616,481

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	55,795	55,795	35,179	35,448,793
当期変動額				
会社分割による減少				-
新株の発行(新株予 約権の行使)				2,393,226
剰余金の配当				4,593,588
当期純利益				10,459,024
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	97,161	97,161	11,758	85,402
当期変動額合計	97,161	97,161	11,758	8,344,064
当期末残高	152,956	152,956	23,420	43,792,858

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	3,780,010	3,558,167	3,558,167	21,750	41,218,819	41,240,569	4,962,264	43,616,481	
当期変動額									
会社分割による減少					13,196,671	13,196,671		13,196,671	
新株の発行(新株予 約権の行使)	5,431	5,431	5,431					10,862	
剰余金の配当					5,453,956	5,453,956		5,453,956	
当期純利益					8,123,342	8,123,342		8,123,342	
自己株式の取得							664	664	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	5,431	5,431	5,431	-	10,527,285	10,527,285	664	10,517,086	
当期末残高	3,785,441	3,563,598	3,563,598	21,750	30,691,533	30,713,283	4,962,928	33,099,394	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	152,956	152,956	23,420	43,792,858
当期変動額				
会社分割による減少				13,196,671
新株の発行(新株予 約権の行使)				10,862
剰余金の配当				5,453,956
当期純利益				8,123,342
自己株式の取得				664
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	152,956	152,956	7,296	160,252
当期変動額合計	152,956	152,956	7,296	10,677,339
当期末残高	-	-	16,123	33,115,518

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 満期保有目的の債券

定額法による償却原価法によっております。

(3) その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

(市場価格のない株式等)

主として移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(4) その他関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～39年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 7年

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率による繰入額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額に基づき、計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識することとしております。

なお、当期においては、期中に吸収分割契約に基づき、持株会社体制へ移行してありますため、事業による売上高も計上しておりますが、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び、企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)については、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に記載のとおりであります。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。各サービスにおける収益の認識時点については、譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業共に、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M & A取引の実現が確定であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

ただし、上述した収益の認識時点は、収益認識会計基準の適用以前より計上していた収益の認識時点と相違がないため、結果として、当事業年度の売上高及び営業収益、売上原価、販売費及び一般管理費並びに営業費用、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益について、金額的影響はございません。また、利益剰余金の当期首残高についても、金額的影響はございません。

前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

連結財務諸表「注記事項(ストック・オプション等関係)」において同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(不正な財務報告の訂正)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)(不正な財務報告の訂正)」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります(区分表示したものを除く)。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
短期金銭債権	455,190千円	166,283千円
長期金銭債権	85,000千円	-千円
短期金銭債務	106,090千円	121,395千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売 上 高	187,125千円	396,116千円
売 上 原 価	581,180千円	428,899千円
販売費及び一般管理費 並びに営業費用	95,246千円	223,606千円
営業取引以外の取引による取引高	45,717千円	326,901千円

2 販売費及び一般管理費並びに営業費用の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	333,896千円	399,163千円
役員賞与引当金繰入額	371,000千円	-千円
賞与引当金繰入額	12,768千円	-千円
地代家賃	978,331千円	603,270千円
減価償却費	103,579千円	58,429千円
支払手数料	739,335千円	554,044千円
広告宣伝費	899,868千円	628,628千円

おおよその割合

販売費	42%	51%
一般管理費	58%	49%

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
車両運搬具	-千円	1,942千円

4 投資有価証券売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券	148,536千円	399千円

5 投資有価証券売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券	1,022千円	-千円

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式263,929千円、関連会社株式98,048千円、その他の関係会社有価証券485,532千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式417,983千円、関連会社株式98,048千円）は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	192,534千円	35,425千円
賞与引当金	64,726千円	- 千円
未払給与	163,369千円	- 千円
長期未払金	110,776千円	110,776千円
関係会社株式	91,799千円	87,069千円
その他	128,158千円	24,771千円
繰延税金資産合計	751,365千円	258,043千円
(繰延税金負債)		
投資有価証券	67,441千円	- 千円
繰延税金負債合計	67,441千円	- 千円
繰延税金資産の純額	683,923千円	258,043千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	562,014	24,107	570,976	15,144	2,066	22,964	13,078
車両運搬具	31,739	16,190	47,929	-	-	4,423	-
工具、器具及び備品	468,649	29,703	498,352	-	-	31,041	-
土地	10,092	-	8,916	1,176	-	-	1,176
有形固定資産計	1,072,495	70,000	1,126,175	16,321	2,066	58,429	14,254
無形固定資産							
借地権	889	-	889	-	-	-	-
ソフトウェア	180,752	48,281	229,034	-	-	5,377	-
のれん	145,000	-	145,000	-	-	10,357	-
その他	471	-	471	-	-	-	-
無形固定資産計	327,114	48,281	375,396	-	-	15,735	-

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額を記載しております。

(注) 2. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりです。

・会社分割による移転資産

建物568,432千円 車両運搬具31,836千円 工具、器具及び備品477,095千円 土地8,916千円
借地権889千円 ソフトウェア204,831千円 のれん145,000千円 その他471千円

・子会社への譲渡資産

建物294千円 工具、器具及び備品2,698千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	211,523	-	211,523	-
役員賞与引当金	371,000	-	371,000	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行います。公告のホームページアドレスは「 https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/notification.html 」であります。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。
株主に対する特典	3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上かつ1年以上継続保有されている株主に対し、一律にお米(魚沼産コシヒカリ産直品)5kgを贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第30期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第30期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第31期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月12日関東財務局長に提出。

第31期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出。

第31期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第30期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

第30期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

第30期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

第31期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

第31期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第30期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

(6) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度 第30期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年6月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月23日

株式会社日本M & A センターホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 安 正

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本M & A センターホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本M & A センターホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

M & A 仲介事業の成功報酬に係る売上高の早期計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高40,401,573千円のうち、M & A 仲介事業の成功報酬に係る売上高は31,016,594千円（76.7%）であり、連結貸借対照表における売掛金計上額は1,460,003千円である。</p> <p>M & A は、譲渡企業と譲受企業が株式譲渡契約等の最終契約書（以下、最終契約書という。）を締結し、当事者間の株式の受け渡し完了して成立する。会社は当該譲渡企業及び譲受企業から受領するM&A仲介事業の成功報酬について、最終契約書の締結後、当該M&A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識している。</p> <p>注記事項の追加情報（不正な財務報告の訂正）に記載の通り、当連結会計年度において、M & A 仲介事業の売上高に関して、社内報告に用いる最終契約書等の写しを偽造し期末において不正に売掛金を計上することで、最終契約書が締結されぬまま本来計上される時期よりも前に売上計上を行った事例など、案件担当者による意図的な早期計上が複数発見され、不正による重要な虚偽表示が認められた。このため、会社は前連結会計年度及び当連結会計年度の第2四半期までの不正な財務報告の訂正を行い、2022年2月14日に有価証券報告書等の訂正報告書を提出している。</p> <p>不正による重要な虚偽表示が発生し過年度の有価証券報告書等の訂正を要したことから、会社は前連結会計年度末において全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在すると判断している。また、会社の内部統制報告書に記載の通り、不正発覚後において各種の再発防止策が講じられているものの、当該不備の特定後、当連結会計年度末までに再発防止策の整備及び運用の期間が十分確保できていないため、当連結会計年度末も引き続き全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制について、開示すべき重要な不備が存在すると会社は判断している。</p> <p>当該状況を受けて、期中に最終契約書が締結され、M & A 仲介事業の成功報酬が収益として認識されているが、当該成功報酬が未入金となっている売上計上案件については、売上の早期計上の有無を検討する観点からより慎重な検討が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、期中に譲渡企業・譲受企業間でのM&A取引に関する最終契約書が締結され、成功報酬が収益として認識されているが、M & A 仲介事業の成功報酬が未入金となっている売上計上案件（以下、対象案件という。）の収益が適切な期間に認識されていることを検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>< 内部統制の評価 > 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において開示すべき重要な不備が識別された全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制の改善について、期中に発見された不正による重要な虚偽表示の防止及び早期発見のために会社が新たに構築した内部統制を含めて、経営者等に対して進捗状況等の質問を実施するとともに、期末時点の改善状況を検討した。</p> <p>< M & A 仲介事業の成功報酬に係る売上高の早期計上の検討 > 当連結会計年度末における対象案件について、以下の手続を実施した。監査手続の立案にあたっては、当連結会計年度末において開示すべき重要な不備が存在するため、より証明力の強い監査証拠を入手するための監査手続を選定するとともに、関連する内部統制への依拠をせず試査の範囲を拡大した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社がM&A仲介事業の顧客から入手している株式譲渡契約の締結事実等が記載された書類（確認書）の原本及び会社が保有する顧客間の最終契約書の写しを閲覧し、M&A仲介事業の成功報酬に係る売上高の計上金額及び計上時期の妥当性を検討した。 ・ 決算日後の入金について、証憑の閲覧により入金日を検討するとともに、売掛金計上額と入金額との整合性を検討した。 ・ 対象案件のうち、期中に識別された不正の特徴等を考慮して抽出した案件について、取引の実在性や計上時期の妥当性を検討するため、顧客に対して最終契約書の締結事実及び締結日並びに売掛金残高に関する確認手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本M & Aセンターホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社日本M & Aセンターホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を全て財務諸表及び連結財務諸表に適切に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

株式会社日本M & A センターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本M & A センターホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本M & A センターホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社日本M & A センター（旧株式会社日本M & A センター分割準備会社）への会社分割の会計処理及び開示	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は、2021年10月1日に、株式会社日本M & A センターへ会社分割（吸収分割）により事業を承継させ、持株会社体制へ移行している。</p> <p>会社は当該会社分割を「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理している。</p> <p>当該会社分割による持株会社体制への移行は、日本M & A センターホールディングスグループ各社のさらなる発展、グループ各社における優秀な経営者人材の育成、グループの企業価値の最大化、グループの国内外でのさらなる発展を目的としていとされており、グループの事業戦略上重要な取引であること、また、会社分割により承継させる資産及び負債の額は、会社の当事業年度における貸借対照表に重要な影響を与えることから、分割した資産及び負債が正確な金額で網羅的に承継されているか、関連する開示が取引の内容を適切に表しているかを慎重に検討する必要がある。</p> <p>上記のとおり、持株会社体制への移行取引の質的及び量的重要性から、当監査法人は株式会社日本M&Aセンターへの会社分割に伴う会計処理及び開示を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社日本M & A センターへの会社分割に伴う会計処理、開示の妥当性の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該会社分割取引を理解するため、経営者及び関係する役職者への質問を実施するとともに、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び契約書等関連資料を閲覧した。 ・ 当該会社分割が「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）における共通支配下の取引に該当するかどうか検討した。 ・ 分割した資産及び負債が正確な金額で網羅的に承継されているか確かめるために、吸収分割契約書における承継資産負債一覧及び科目明細等と関連する会社の試算表を突合した。 ・ 企業結合等関係注記の内容の妥当性を確かめるために、吸収分割契約書及び2021年3月期の株主総会招集通知（第2号議案吸収分割契約承認の件）と整合していることを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。